

小・中学校新学習指導要領Q&A(教師向け)

1. 総則に関すること

(小・中学校)

問1-1 総則第3の1「(略)ただし、各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。(略)」について、学校の判断で長期休業期間を変更してもよいと理解して良いですか。

また、中学校では「(略)各教科等(特別活動を除く。)・・・」と規定されており、特別活動が本規定の対象から外されています。中学校でのみ特別活動が対象外になっている理由を教えてください。また、集団宿泊活動や職場体験活動などの学校行事を長期休業期間中にまとめて行うことは可能でしょうか。

答1-1 長期休業期間については、学校教育法施行令第29条において、学校の設置者が定めることになっています。

本規定は長期休業期間の変更について、学校にその権限を付与する趣旨ではなく、長期休業期間中に各教科等の時間をまとめて確保することができることを確認的に規定したものであり、各学校においてどのような手続きを経て長期休業期間中に授業日を設定できるようにするかは、各設置者の定めるところによることとなります。

また、特別活動のうち総則第3の1が適用され、年間35週以上にわたって行うよう計画することが求められるのは、標準授業時数を示している学級活動だけとなります。そのため、集団宿泊活動や職場体験活動などの学校行事は、そもそも原則として年間35週以上にわたって行うよう計画することは求められておらず、長期休業期間中に授業日を設定してまとめて行うことは可能です。

なお、中学校においてのみ、特別活動が総則第3の1ただし書きの適用外となっているのは、中学校は教科担任制であり、小学校と比較して学級担任が不断に生徒と接することが難しいという事情に鑑み、毎週、学級活動の時間を設けることを求めているためです。

(参考:学校教育法施行令

第29条 公立の学校(大学を除く。)の学期及び夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日は、市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する高等専門学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。)

(小・中学校)

問1-2 総則第3の1に基づき、道徳の時間についても、夏休み等にまとめ取りはできるのでしょうか。

答1-2 道徳教育の要としての道徳の時間については、「各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育成する」と規定されており、その趣旨を踏まえれば、35週にわたって行うことが原則であり、夏休み等にまとめて実施することは、適切とは言えません。

なお、総則第3の1の「ただし、各教科等や・・・特定の期間に行うことができる。」という規定に基づきたとえば、4週間のうち、2週は週1コマずつ、1週は2コマ続けて時間を確保し、1週は時間をとらないなどの工夫をすることは可能です。

(小・中学校)

問1-3 総則第3の3「各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、児童(生徒)の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めるものとする。」について、毎朝15分の学習時間を設定し、週3回計算ドリルや新出漢字の学習を行って、授業時数を1時間とカウントすることや、毎朝15分の授業を1時間目に組み込み60分授業とすることは可能でしょうか。

答1-3 学習指導要領の第1章総則に規定されているとおり、「児童(生徒)の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮し、」当該学習活動を指導計画に適切に位置付け、教育的な配慮に基づいた判断を行った上で、そのような授業を行うことは可能です。

この規定は、たとえば、観察や実験の際の理科の授業は60分で行ったり、計算や漢字の反復学習を10分間程度の短い時間を活用して行ったりするなど、児童(生徒)の発達の段階や、各教科等や学習活動によっては授業時間の区切り方を変えた方が効果的な場合もあることを考慮して設けたものです。

ただし、「年間授業時数を確保しつつ」とは、あくまでも授業時数の1単位時間を45分(小学校)または50分(中学校)として計算した学校教育法施行規則別表第1(第51条関係)及び別表第2(第73条関係)に定める授業時数を確保するという意味であることに留意し、授業時数を確保する必要があります。また、1単位時間を弾力的に編成する際には、教科や学習活動の特質に照らして妥当かどうかの教育的配慮に基づいた判断が必要であることは言うまでもありません。

(小・中学校)

問1-4 総則第3の3について、中学校においては、「なお、10分間程度の短い時間を単位として特定の教科の指導を行う場合において、当該教科を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任を持って行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科の年間授業時数に含めることができる。」とされていますが、その場合、教師は教室にいなくても授業時数にカウントできるのでしょうか。

また、小学校ではこの規定が置かれていませんが、10分間程度の短い時間を単位とした授業を授業時数にカウントすることはできないのでしょうか。

答1-4 授業時数としてカウントする場合、教師は生徒を指導できる状況にある必要があり、教室にすることが原則です。この規定は、教育課程編成上、10分間程度の短い時間を単位として特定の教科の指導を行う場合に、一定の要件の下、必ずしも当該教科の担当教師でなくとも、例えば、学級担任の教師がこのような学習に立ち会った場合、授業時数にカウントすることが可能であることを明確にするものです。

また、小学校は原則として学級担任がすべての教科等の指導を行うことができることから、このような規定は設けていませんが、児童の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断に基づき、特定の学習活動を10分間程度の短い時間を単位として行った場合、その時間を授業時数にカウントすることは可能です。

(小・中学校)

問1-5 総則第3の5「総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。」について、学校行事の中には、総合的な学習の時間とも目標を同じくする活動がありますが、この場合、一部を総合的な学習の時間、一部を特別活動として授業時数にカウントすることは可能でしょうか。(例:体験活動の事前事後の準備活動(班決めなど)も総合的な学習の時間と考えて良いか。)

答1-5 本規定は、特別活動で体験活動を行ったことをもって総合的な学習の時間の代替を認めるものではありません。

総合的な学習の時間と、特別活動はその目的を異にしています。総合的な学習の時間は、横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、解決する力等を身に付けさせること、一方、特別活動は集団活動やその一環としての体験的な活動を通じて社会性や人間関係をはぐくむことを目的としています。

例えば、修学旅行の中で、訪問調査などを行う場合、そのねらいが「総合的な学習の時間」に合致する場合には、当該旅行全体を特別活動としての修学旅行とするのではなく、総合的な学習の時間としての訪問調査については総合的な学習の時間として位置付け、その他の時間については、特別活動として位置付けることは可能です。その場合において、事前事後のどのような活動が総合的な学習の時間として位置付けられるかは、一律には言えませんが、活動の趣旨に即して適切に判断する必要があります。

(中学校)

問1-6 選択教科について、新学習指導要領においては、標準授業時数の枠外で開設することができるという扱いになりましたが、「選択教科を開設しない」あるいは「学校(学年)として特定の教科による選択教科を開設する(いわゆる学校選択)」という取扱いも可能でしょうか。

また、移行期間中に選択教科をいわゆる学校選択とすることは可能でしょうか。その際、例えば、選択教科の時間を数学科に充て、学習指導要領で必ず指導すべきものと位置付けられている内容を行うことは可能でしょうか

答1-6 新学習指導要領が本格実施される平成24年度以降については、選択教科を開設しないという判断は当然に可能です。なお、新学習指導要領においては、現行学習指導要領の総則第3の3「(略)生徒の特性等を十分考慮して、それぞれの生徒に適した選択教科を履修させるものとする。」との規定は置いていないことから、いわゆる「学校選択」も可能です。

なお、移行期間中は、選択教科についても標準授業時数が定められており、選択教科を開設する必要があります。ただし、6月13日付け文部科学事務次官通知「小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導要領について」において示したとおり、現行学習指導要領総則第3の3の規定は適用しないこととしており、いわゆる「学校選択」も可能となっています。

ただし、この場合に、例えば、平成21年度の中学校第3学年の選択教科のうち1コマを数学科の時間として開設し、数学科の時間を週3コマから4コマに増加した上で、補充的な学習や発展的な学習ではなく、現行学習指導要領上必修教科としての数学の枠内で指導すべき内容を行うことは選択教科の趣旨を踏まえたものとは言えません。選択教科は必修教科とは別に選択教科として開設し、その内容についても、総則の選択教科に関する規定に則って行う必要があります。また、学習評価についても選択教科として必修教科とは別に行うことが必要です。

(中学校)

問1-7 総則第4の2(13)「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動に

については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。(略)」について、新たにこの規定が置かれた理由を教えてください。

答1-7 中学校における部活動については、教育課程外の活動であるものの、学校教育活動の一環として中学校教育において大きな意義や役割を果たしていると言えます。中学校学習指導要領では、本年1月の中央教育審議会答申においてこれら部活動が「中学校教育において果たしてきた意義や役割を踏まえ、教育課程に関連する事項として、学習指導要領に記述することが必要」と指摘されたことを受け、部活動の意義や留意点、配慮事項等を規定したものです。

(小・中学校)

問1-8 中央教育審議会答申(平成20年1月)において、「習得・活用・探究」という考え方が示されましたが、「活用」とはどのようなものですか。「基礎的・基本的な知識・技能」や「思考力・判断力・表現力等」との関係はどのように考えればよいですか。

答1-8 「習得・活用・探究」の学習の流れの考え方について、ポイントは以下の5点になります。

- ①「基礎的・基本的な知識・技能」及び「思考力・判断力・表現力等」は子どもに身に付けさせるもの、「習得・活用・探究」はそのための学習活動の類型を示したものである。
- ②各教科では、基礎的・基本的な知識・技能を「習得」するとともに、観察・実験をしてその結果をもとにレポートを作成する、文章や資料を読んだ上で知識や経験に照らして自分の考えをまとめて論述するといったそれぞれの教科の知識・技能を「活用」する学習活動を行う。それを総合的な学習の時間等における教科等を横断した問題解決的な学習や「探究」活動へと発展させる。
- ③これらの学習活動は相互に関連し合っており、截然と分類されるものではない。
- ④各教科での「習得」や「活用」、総合的な学習の時間を中心とした「探究」は決して一つの方向で進むだけではない(「習得→活用→探究」の一方通行ではない)。
- ⑤これらの学習の基盤となるのは言語に関する能力であり、そのために各教科等で言語活動を充実。

(小・中学校)

問1-9 指導要録の改善に伴う評価規準や評価の観点の見直しの可能性と今後のスケジュールはどうなっていますか。現行の「4つの観点を見直す」との情報聞いたこともありますが、本当でしょうか。

答1-9 本年1月の中央教育審議会答申では、「評価の観点並びにそれぞれの観点の評価の考え方、設定する評価規準、評価方法及び評価時期等について、今回の学習指導要領改訂の基本的な考え方を踏まえ、より一層簡素で効率的な学習評価が実施できるような枠組みについて、さらに専門的な観点から検討を行う」ことが提言されています。今後、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領を改訂した後、専門的な検討を行うこととなります。

いわゆる「4観点」をどう考えるかも含め、具体的な改善の内容についてはこれからの検討によります。

しかしながら、答申でも指摘されているように、今回の学習評価の見直しに当たっては、新学習指導要領の基本的な考え方を踏まえ、「より一層簡素で効率的なもの」とすることが重要であると考えており、まずは、実際に学習評価を行っている学校関係者の方々から、十分にその現状についてのお話をお伺いしつつ、検討を行っていく必要があると考えています。

2. 国語に関すること

(小・中学校)

問2-1 国語科において言語活動例を充実させている趣旨と、指導に当たったの留意事項について、教えてください。

答2-1 中央教育審議会答申(平成20年1月)においても、教育内容に関する主な改善事項に挙げられているように、各教科等における言語活動の充実は、今回の学習指導要領の改訂において各教科等を貫く重要な視点です。国語科は、言語力育成の基盤となる教科であることから、言語活動例の充実等を行っています。

「話すこと・聞くこと」、「書くこと」及び「読むこと」の各領域においては、言語活動を通して、それぞれの指導事項の指導を行うという趣旨をより明確にするため、言語活動例を、新学習指導要領においては内容の(2)に位置付けました(これまで、小学校学習指導要領では内容の取扱いに、中学校学習指導要領では指導計画の作成と内容の取扱いに規定)。また、基礎的・基本的な知識・技能を活用して課題を探究することのできる国語の能力を身に付けさせるという観点から、言語活動例を見直し、小学校では日常生活に必要とされる記録、説明、報告、紹介、感想、討論など、中学校では社会生活に必要とされる発表、討論、解説、論述、鑑賞などの言語活動を具体的に例示しています。各学校においては、これまでと同様に内容の(1)に示す指導事項を、(2)に示す言語活動例を通して指導することとなりますが、学校や児童生徒の実態に応じて、様々な言語活動を工夫し、その充実を図っていくことが重要です。

なお、これらは例示であり、これらのすべてを行わなければならないものではな

く、また、それ以外の言語活動を取り上げることも考えられます。

(小・中学校)

問2-2 伝統的な言語文化に関する指導を重視する趣旨等はどのようなものですか。

答2-2 古文や漢文等の伝統的な言語文化は、創造と継承を繰り返しながら形成されてきました。新学習指導要領では、改正教育基本法において伝統や文化に関する教育が重視されたことを踏まえ、伝統的な言語文化をを小学校低学年から取り上げて親しむようにし、我が国の言語文化を継承し、新たな創造へとつないでいくことができるよう内容を構成しています。

小学校では、例えば、低学年では昔話や神話・伝承など、中学年では易しい文語調の短歌や俳句、慣用句や故事成語、高学年では古文・漢文などを取り上げています。なお、伝統的な言語文化に関する指導については、第1学年から第6学年までの各学年において継続して指導し、古典に親しめるよう配慮することが必要です。

また、中学校では、生徒が古典に一層親しめるようにするとともに、我が国に長く伝わる言語文化について関心を広げたり深めたりすることを重視して指導するようにします。そのために、例えば、第1学年では文語のきまりや訓読の仕方を知って音読すること、第2学年では古典に表れたものの見方や考え方に触れること、第3学年では歴史的背景などに注意して古典を読むことなどを取り上げています。教材については、生徒が古典の文章の内容を概括したり古典の文章に関する様々な事柄に触れたりすることができるよう、古典の原文だけでなく、分かりやすい現代語訳や古典の世界について解説した文章などを適切に取り上げることが必要です。

(小学校)

問2-3 ローマ字に関する事項が第4学年から第3学年に移動している趣旨とその指導に当たっての留意事項について、教えてください。

答2-3 日常の中でローマ字表記が添えられた案内板やパンフレットを見たり、コンピュータを使う機会が増えたりするなど、ローマ字は児童の生活に身近なものになってきています。また、小学校3年生から、総合的な学習の時間においてコンピュータを用いた調べる学習などを行うなど、キーボードを用いる機会が増えます。これらのことから、これまでは第4学年であったものを、今回の改訂では、第3学年の事項とし、ローマ字を使った読み書きをより早い段階において指導するようにしたものです。

なお、平成21年度から22年度までの新学習指導要領への移行期間中、現行小学校学習指導要領による場合、平成22年度の第3学年の指導に当たっては、

ローマ字の事項を加えることとしております。その教材については各学校の実態に応じて適切に工夫し指導する必要があります。

(小学校)

問2-4 「書くこと」において、書いたものを読み合ったり発表し合ったりする指導事項が位置付けられた趣旨と、指導に当たっての留意事項について、教えてください。

答2-4 文章を書くことは、多くの場合、読んでもらう相手がいることが前提です。その相手との交流を、書くことのまとめとして位置付けたものです。

「書くこと」の指導事項は、課題設定や取材に関する事項、構成に関する事項、記述に関する事項、推敲に関する事項、交流に関する事項と、学習過程に即して示しています。これは、自ら学び、課題を解決していく能力の育成を重視したものです。したがって、交流する際にも、書き終えたものの良し悪しだけではなく、課題を設定し、学習の見通しをもち、実際に書いてきた過程の全体を通して振り返ることができるようにする必要があります。その際、言語活動例を参考にしながら、児童自身が書く相手や目的、意図を明確にし、それらに即して工夫して書くことができるよう指導することが大切です。

(中学校)

問2-5 音声の働きや仕組みに関する事項を第1学年に移動している趣旨と、指導に当たっての留意事項について教えてください。

答2-5 音声の働きや仕組みに関する事項は、現行では第2学年及び第3学年の事項として設定しています。今回の改訂では、生徒が話し言葉として使用してきた音声かどのような特色をもっているのかということ、中学校の早い段階で指導するために、第1学年の事項として設定しました。また、新学習指導要領「外国語」の「3 指導計画の作成と内容の取扱い」に、「ウ 音声指導に当たっては、日本語との違いに留意しながら、発音練習などを通して2の(3)のアに示された言語材料を継続して指導すること。」とあることを踏まえ、関連した指導をすることが効果的です。

なお、平成21年度から23年度までの新学習指導要領への移行期間中、現行学習指導要領による場合、平成23年度の第1学年の指導に当たっては、音声の働きや仕組みに関する事項を加えることとしております。その教材については各学校の実態に応じて適切に工夫し指導する必要があります。

(小・中学校)

問2-6 読書活動を充実するに当たっての留意事項について、教えてください。

答2-6 言語に関する能力をはぐくむに当たっては、読書活動の充実が不可欠です。国語科はもちろん、各教科等において、発達の段階を踏まえた指導のねらい

を明確にし、読書活動を推進することが重要です。

小学校国語科においては、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」及び「読むこと」の各領域の指導の中で、必要な図書資料を得ることなど、目的を明確にして学校図書館を計画的に利用し、読書活動を進めることが大切です。

また、各学年の「読むこと」には、物語や詩、伝記、説明、記録、解説などの多様な本や文章を読んで感想を述べたり考えを表現したりする言語活動例を示しています。例えば、一冊の本だけでなく、同じ主人公や作家の本やシリーズへと、児童の読書範囲が広がるよう工夫して指導することが求められます。このような言語活動を通して、本の題名や種類などに着目したり、索引を利用して検索をしたりするなどにより、児童自ら必要な本や資料を選ぶことができるように指導する必要があります。

中学校国語科においては、読書に関する指導事項と言語活動例を「読むこと」の内容に位置付けました。これは、国語科における読むことの学習指導の成果が、生徒の学習意欲を高め、読書力を養い、日常の読書活動に役立つものになることを一層重視したからです。具体的には、新聞やインターネット、学校図書館等の施設などを活用して得た情報を比較したり、自分の読書生活を振り返ったりするなどの言語活動例を示しました。このような言語活動を通して、指導事項に示した、本や文章などから必要な情報を得るための方法を身に付けたり、情報を基に自分の考えをまとめたりすることなどについて指導する必要があります。

また、「読むこと」の学習だけでなく、「話すこと・聞くこと」や「書くこと」の学習において、説明や発表・報告などのために本や文章などを読むことは頻繁に行われます。こうした際に、学習・情報センター、読書センターとしての機能を備えた学校図書館などを計画的に利用し、その機能の活用を図るようすることが大切です。

(小学校)

問2-7 書写の指導に当たっての留意事項について、教えてください。

答2-7 書写の指導については、手紙を書いたり記録をとったりするなどの日常生活や学習活動に役立つようにする観点から改善を図っています。

例えば第5学年及び第6学年では、用紙全体との関係に注意して書いたり、書く速さを意識して書いたりすることや、目的に応じて使用する筆記具を選び、その特徴を生かして書くことなどを求めています。

また、毛筆を使用する書写は、第3学年以上の各学年で行い硬筆による書写の能力の基礎を養うよう指導し、硬筆を使用する書写の指導は、第1学年から第6学年までの各学年で行うとともに、文字を正しく整えて書くようにすることに留意する必要があります。

(中学校)

問2-8 書写の配當時数の目安が変わったことについて、その趣旨と指導に当たつての留意事項について教えてください。

答2-8 書写の指導に配当する授業時数は、現行では、第1学年は国語科の授業時数の10分の2程度(約28単位時間)、第2学年及び第3学年は各学年10分の1程度(約11単位時間)としています。これを、今回の改訂では、第1学年及び第2学年は20単位時間程度、第3学年は10単位時間程度と改めました。これは、現行の3年間の書写の総配當時数を維持しながら、第1学年と第2学年の国語科の授業時数が同じになったことに合わせて、書写の配當時数をそろえるようにしたものです。その際、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」及び「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」における指導と関連させた指導計画になるよう配慮するとともに、文字文化に親しみ、社会生活や学習活動に役立つよう内容や指導の在り方の改善を図ることが大切です。

(小・中学校)

問2-9 国語科における、小学校と中学校との関連について教えてください。

答2-9 今回の改訂においては、教育基本法に義務教育の目的(第5条第2項)、学校教育法に義務教育の目標(第21条)がそれぞれ規定されたことを踏まえ、義務教育9年間を見通して、発達の段階に応じた小学校教育と中学校教育の連続性の確保を重視していることに留意する必要があります。国語科の指導内容は、系統的・段階的に上の学年につながっていくとともに、螺旋的・反復的に繰り返しながら学習し、能力の定着を図ることを基本としています。そのため、児童生徒の実態に応じ、各学年段階で重点を置くべき指導内容を明確にして、その系統化を図りました。

「解説・国語編」では、巻末に「付録4」として「各学年の目標及び内容の系統表(小・中学校)」を掲載しています。これを見ると、例えば各領域の指導事項が、小学校・中学校ほぼ同じ学習過程に即して配列されており、それに基づいて各学年段階でどのような指導を行うことになっているか理解できます。この表などを参考にしながら、小学校での指導に当たっては、指導内容が中学校でどのように発展していくのか、中学校での指導に当たっては、指導すべき内容に関連して小学校でどのような指導が行われてきたのかを把握することが大切です。

3. 社会に関すること

(小学校)

問3-1 小学校社会科の移行期間中における指導について留意すべきことは何でし

ようか。

答3-1 社会科の移行措置の内容としては、移行期間中に新学習指導要領を実施するかどうかにかかわらず、新学習指導要領に定める一部の内容(第3学年及び第4学年の県の様子に関する学習において47都道府県の名称と位置を指導すること、第5学年の国土の様子に関する学習において世界の主な大陸と海洋、主な国の名称と位置、我が国の位置と領土を指導することなど)を指導することになっています。このため、すべての学校において、これらの内容を踏まえて年間指導計画を作成することが必要となります。

加えて、移行期間中に新学習指導要領を実施する場合には、各学年の目標や内容など新学習指導要領において改善された点を理解した上で、各学年の年間指導計画の作成や各単元の指導計画の見直しを行う必要があります。特に、第3学年及び第4学年における「地域社会における災害及び事故の防止に関する内容」、「県の様子に関する内容」、第5学年における「国土の自然などに関する内容」、「情報産業や情報化した社会の様子に関する内容」については、新しい単元の構成や教材の開発が必要となりますので注意が必要です。なお、移行期間中に新学習指導要領を実施しない場合にも、いずれ必要となる年間指導計画の作成等を見据えて準備を進めておくことが重要です。

(小学校)

問3-2 移行期間中における小学校学習指導要領の特例を定める告示(文部科学省告示第98号)のうち、3 社会(2)の規定をどのように読み取ったらよいのでしょうか。

文部科学省告示第98号(抄)

3 社会

(2)平成21年度の第3学年又は平成22年度の第3学年若しくは第4学年の社会の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第2節第2の〔第3学年及び第4学年〕の2(6)ウの規定にかかわらず、新小学校学習指導要領第2章第2節第2の〔第3学年及び第4学年〕の2(6)ウの規定によること。

答3-2 現行学習指導要領における第3学年及び第4学年の県(都、道、府)に関する内容のうちでは、産業や地形条件から見て県(都、道、府)内の特色ある地域の人々の生活を学習してきました。この内容について、新学習指導要領では「地形から見て特色ある地域」を第5学年に移行統合し、新たに「自然環境、伝統や文化などの地域の資源を保護・活用している地域」を加えています。

そこで移行措置では、全面実施となる平成23年度に第5学年を迎える学年の児童に対して平成21年度(第3学年)若しくは平成22年度(第4学年)のいずれか

でこの内容を指導する際、又は平成23年度に第4学年を迎える学年の児童に対して平成22年度(第3学年)にこの内容を指導する際には、地形に関する内容の重複を避けるため、新学習指導要領の内容である「自然環境、伝統や文化などの地域の資源を保護・活用している地域」を学習することとしています。

(小学校)

問3-3 第3学年又は第4学年の指導事項として47都道府県の名称と位置について調べる活動を規定した趣旨は何ですか。また、指導に当たってはどのような配慮が必要ですか。

答3-3 基礎的・基本的な知識を定着させることとともに、広い視野から地域社会や我が国の国土に対する理解を深めることは重要です。このため、47都道府県の名称と位置について調べる活動を規定し、児童自身が住んでいる県(都、道、府)の位置を広い視野からとらえ、その特色を考える手掛かりとするようにしました。

また、指導に当たっては、小学校修了までに確実に身に付け、活用できるようにするため、各学年において工夫して指導する配慮が必要です。具体的には、例えば地図帳や統計資料などを効果的に活用するほか、日本の都道府県を表す地図を教室に掲示して活用するなど、教室環境を工夫することも考えられます。また、ただ暗記させるのではなく、「特定の課題に関する調査(社会)」(平成19年国立教育政策研究所実施)(http://www.nier.go.jp/kaihatsu/tokutei_shakai/index.htm)などの各種調査の結果をもとに習熟の傾向と課題をとらえて指導することが必要です。

(小学校)

問3-4 第6学年の指導事項として狩猟・採集を加えたのはなぜでしょうか。

答3-4 我が国の伝統や文化を大切に、日本人としての自覚を持つようにすることは重要です。このため、例えば、貝塚や集落跡などの遺跡、土器などの遺物を取り上げて調べ、日本列島では稲作以前にも長い期間、豊かな自然の中で狩猟や採集が行われていたことが分かるようにすることとしました。

(小学校)

問3-5 第6学年の内容の取扱いにおいて、従来あったいわゆる歯止め規定がなくなる一方で、指導事項の精選については残っているのはなぜでしょうか。

答3-5 今回の改訂に当たっては、学習指導要領の基準性を明確にする観点から、いわゆる歯止め規定は全教科等を通じて見直しを行っています。

一方、指導事項の精選については、児童にとっては我が国の歴史を初めて学習することから、歴史上の細かなできごとや年号などを覚えさせることより、まず我が国の歴史に対する興味・関心を持たせ、その大切さに気づくようにすることを

重視することをねらいとし引き続き規定することにしていきます。

(中学校)

問3-6 移行期間中、地理的分野の学習を新学習指導要領により指導する場合、どのような点に留意したらよいでしょうか。

答3-6 新学習指導要領の地理的分野の学習内容は、他分野と比べて異同が大きくなっています。具体的には、現行の地域的特色をとらえる視点や方法を身に付けさせる学習から地誌的な学習内容を中心とした学習に再構成するとともに、世界の扱いを充実させています。このことを踏まえ、所要の授業時数を確保するとともに、世界や日本の諸地域学習に関する教材を準備し、地図帳や多様な資料を十分に活用しながら指導を行うことが必要となります。

(中学校)

問3-7 移行期間中の平成22年度以降の入学生についての指導に当たって、どのような点に留意したらよいでしょうか。

答3-7 平成22年度以降の入学生から新学習指導要領に定める授業時数となります(下表参照)。このため、移行期間中の第1学年、第2学年で学習する地理的分野及び歴史的分野の授業時数を適切に配当するとともに、3年間を見通した指導計画を作成して指導することが大切です。

表 中学校社会科の授業時数

		21年度入学生	22年度入学生	23年度入学生
移行期間	平成21年度	1年 105 地理・歴史		
	平成22年度	2年 105 地理・歴史	1年 105 地理・歴史	
	平成23年度	3年 85 公民	2年 105 地理・歴史	1年 105 地理・歴史
完全実施	平成24年度		3年 140 歴史/公民	2年 105 地理・歴史
	平成25年度			3年 140 歴史/公民
3年間の分野別 配当時間数		地理 歴史 公民 105 105 85	地理 歴史 公民 120 130 100	地理 歴史 公民 120 130 100

(中学校)

問3-8 移行期間中において現行学習指導要領による場合、移行期間最終年度の平成23年度と新学習指導要領全面実施の平成24年度において、地理的分野の学習をどう進めたらよいのでしょうか。

答3-8 平成23年度の入学生に対し現行学習指導要領によって指導する場合、新

学習指導要領で充実した世界や日本の諸地域学習を平成24年度(第2学年)に行うことを前提に、第1学年で指導すべき内容が、移行期間中における中学校学習指導要領の特例を定める告示には具体的に示されています。これを基にして2年間を見通した指導計画を作成し、指導することが大切です。

(中学校)

問3-9 歴史的分野においては我が国の歴史の大きな流れを理解するための学習が重視されています。個別の事象は軽く扱えばよいのでしょうか。

答3-9 今回の改訂においては、我が国の歴史の大きな流れを理解するための学習を重視し、学習指導要領上も学習内容を構造的に、また焦点を明確にして示すことにしました。このことは、これまでの歴史学習がややもすると個別の事象の並列的な提示と記憶に傾き、ひとまとまりの学習内容の焦点がつかみにくなっていたことを改善することをねらいとしています。この改善の趣旨を踏まえ、各事象の学習の仕方を十分に工夫する必要があります。例えば、焦点化された内容に関わりが低い事象は必ずしも取り上げるべきではないことになり、反対に、それに深くかかわる事象は十分な時間をかけて学習方法を工夫し、しっかりと理解させることが必要になります。

(中学校)

問3-10 公民的分野においては、社会科全体のまとめとして、よりよい社会を築いていくために解決すべき課題を探究させることとなっています。指導に当たって、地理的分野、歴史的分野の学習の成果を活用するとはどのようなことですか。

答3-10 この項目において探究させる課題そのものについては、持続可能な社会を形成するという観点から様々なものが想定されます。したがって、例えば、地理的分野における自然環境、人口、資源・エネルギー、産業などの観点からの日本についての学習の成果や、歴史的分野における各時代の日本人の生活や社会の様子についての学習や身近な地域の学習の成果を生かしながら、課題を探究させることが考えられますが、具体的には、課題の内容に応じて、活用される学習成果は異なるものとなると考えられます。

(中学校)

問3-11 宗教教育について、歴史的分野では仏教、キリスト教、イスラム教が例示されていますが、これら以外の宗教を取り扱うことは可能でしょうか。

答3-11 宗教に関する学習については、教育基本法の改正を受け、充実させています。具体的には、地理的分野においては世界各地の生活と宗教とのかかわりや世界の主な宗教の分布について、歴史的分野においては世界の主な宗教のおこりについて、公民的分野においては宗教と社会生活とのかかわりなどや、国際

社会における文化や宗教の多様性について扱うこととなります。歴史的分野で例示されたもの以外の宗教を取り扱うことも可能ですが、それぞれの項目の趣旨を踏まえて取り扱うことが求められます。また、教育基本法第15条の規定に従って行う必要があります。

教育基本法(抄)

第15条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

4. 算数・数学に関すること

(小学校)

問4-1 「算数的活動」について詳しく説明して下さい。

答4-1 算数的活動とは、児童が目的意識をもって主体的に取り組む算数にかかわりのある様々な活動を意味しています。

ここでいう「目的意識をもって主体的に取り組む」とは、新たな性質や考え方を見いだそうとしたり、具体的な課題を解決しようとすることです。算数的活動を通して、数量や図形の意味を実感をもってとらえたり、思考力、判断力、表現力等を高めたりできるようにするとともに、算数を学ぶことの楽しさや意義を実感できるようにするためには、児童が目的意識をもって主体的に取り組む活動となるように指導する必要があります。その意味で、例えば、教師の説明を一方的に聞くだけの学習や、単なる計算練習を行うだけの学習は、算数的活動には含まれません。

算数的活動は、様々な活動が含まれ得るものであり、作業的・体験的な活動など身体を使ったり、具体物を用いたりする活動を主とするものが挙げられることが多いですが、そうした活動に限られるものではありません。算数に関する課題について考えたり、算数の知識をもとに発展的・応用的に考えたりする活動や、考えたことなどを表現したり、説明したりする活動は、具体物などを用いた活動でない場合であっても算数的活動に含まれます。

このような、算数的活動を通じた指導は各領域に示すすべての事項において行われる必要があるものですが、その指導の過程において、必要に応じて教師が説明をしたり、計算練習を行う場面を設けたりすることは、当然あり得るものであり、そのことを否定するものではありません。

今回の改訂では、授業における算数的活動の在り方を明確にし、算数的活動

の一層の充実を図るために、各学年の内容において具体的な算数的活動を示すこととしました。

内容において示している算数的活動は、児童が取り組む代表的な活動と考えられるものです。算数的活動には、指導する内容や学習指導の進め方に応じて様々なものがあり、そのすべてを示すことはできません。各学年の内容において、「例えば」としていることから分かるように、ここで示している算数的活動をその通りに行うこともありますし、また類似した活動を設定して指導に取り入れることも考えられます。さらに、ここで示されていない算数的活動についても、各学校や教師が工夫をして、授業の中に取り入れていく必要があります。

(小学校)

問4-2 スパイラルの指導に当たっての留意点はどのようなことが挙げられますか。

答4-2 今回の改訂では、算数としての内容の系統性を大切にしながら、学年間でも内容の程度を少しずつ高めてつなげていくスパイラルな教育課程を編成することを重視しています。スパイラルの例として、「A数と計算」でいえば、第1学年での「簡単な3位数の表し方」、「簡単な2位数の加法及び減法」、第2学年での「簡単な3位数の加法及び減法」、「簡単な2位数と1位数の乗法」、第3学年での「商が2位数になる簡単な除法」、第4学年での「整数の計算の能力の定着」などの内容が挙げられます。学年間の指導内容を円滑に接続させるため、同じ系統の内容について取扱いを少しずつ高め発展させていくように、各学年において適切な反復による学習指導を進めていく必要があります。

(中学校)

問4-3 「数学的活動」を内容に位置付けた理由について教えてください。

答4-3 数学的活動とは、生徒が目的意識をもって主体的に取り組む数学にかかわりのある様々な営みです。「数学にかかわりのある様々な営み」には、多様な活動が含まれ得るものであり、そのような数学的活動を通した指導は各領域において行われる必要があるものです。

今回の改訂では、数学的活動のうち、特に中学校数学科において重視するものとして、数や図形の性質などを見いだすことや、学んだ数学を利用すること、またその過程で数学的な表現を用いて説明し伝え合うことを内容の〔数学的活動〕に位置付けています。

数学的活動は、学習指導要領上、「A数と式」、「B図形」、「C関数」及び「D資料の活用」の4領域と並列に示されていますが、4領域とは縦軸と横軸の関係にあり、中学校数学科の教育課程に構造的に位置付けられます。数学的活動は従来の教育課程においても重視され、多様な取り組みが行われてきましたが、外的活動に偏ってとらえられるなど、その趣旨が十分に理解されていない状況が見られ

ます。このため、数学的活動の趣旨を確認し、共通理解を図ることができるよう、数学的活動を4領域の指導内容からいったん切り離し、生徒が目的意識をもって主体的に取り組む数学にかかわりのある様々な営みという観点から4領域を包括する三つの活動に集約して、学習指導要領の内容に位置付けました。

これらの数学的活動は、4領域の内容やそれらを相互に関連付けた内容の指導の過程において行われるものであり、数学的活動を4領域の内容と別に指導することを意味するものではありません。指導に当たって、それぞれの数学的活動が有効に機能する場面を明らかにし、生徒の学習状況にも配慮して適切に位置付けることが求められます。したがって、1時間の授業の中に三つの活動が必ず位置付けられることを求めるものではありません。また、「観察、操作や実験などの活動」は、必ずしも数学的活動になるわけではありません。上述した数学的活動の過程において、生徒が目的意識をもって主体的に取り組むことが必要であることに注意しなければなりません。

数学的活動を学習指導要領の内容に位置付けたもう一つの理由は、数学的活動に取り組むことの意味を明らかにするためです。数学的活動が、基礎的・基本的な知識及び技能を習得するために行われることは、実体験を通して学ぶという意味で大変重要です。こうした意味で、数学的活動に主体的に取り組むことは、生徒にとっては学習の方法、教師にとっては指導の方法です。また、数学的活動に主体的に取り組むこと自体が、知識及び技能を活用して問題を解決し、思考力、判断力、表現力等を育成するために必要であるという意味で、それは指導の内容でもあります。さらに、数学的活動に主体的に取り組むことができるようにすることで、その後の学習や日常生活において、自ら学び自ら考える活動ができるようにすることを目指しているという意味で、それは指導の目的のひとつでもあります。

(中学校)

問4-4 新しい領域の「資料の活用」について詳しく教えて下さい。

答4-4 急速に発展しつつある情報化社会においては、確定的な答えを導くことが困難な事柄についても、目的に応じて資料を収集して処理し、その傾向を読み取って判断することが求められます。「資料の活用」の領域では、そのために必要な基本的な方法を理解し、これを用いて資料の傾向をとらえ説明することを通して、統計的な見方や考え方及び確率的な見方や考え方を培うことが主なねらいです。

なお、ここでいう資料とは、様々な事象から見いだされる確率や統計に関するデータのことで、我々の日常生活においては、不確定な事象について判断しなければならないことが少なくありません。その際、資料を活用することで導かれる情報に基づいて適切に判断することが必要です。この領域の名称を「資料の活用」としたのは、これまでの中学校数学科における確率や統計の内容の指導が、資料

の「整理」に重きをおく傾向があったことを見直し、整理した結果を用いて考えたり判断したりすることの指導を重視することを明示するためです。

各学年の指導事項の概観は次の通りです。

- ・第1学年 目的に応じて資料を収集し、コンピュータを用いたりするなどして表やグラフに整理し、代表値や資料の散らばりに着目してその資料の傾向を読み取ることができるようにする。
- ・第2学年 不確定な事象についての観察や実験などの活動を通して、確率について理解し、それを用いて考察し表現することができるようにする。
- ・第3学年 コンピュータを用いたりするなどして、母集団から標本を取り出し、標本の傾向を調べることで、母集団の傾向が読み取れることを理解できるようにする。

(中学校)

問4-5 第3 指導計画の作成と内容の取扱いに「学び直しの機会を設定」とありますが、留意点などを詳しく教えて下さい。

答4-5 学習指導要領においては、一度示した内容を再度示すことは原則としてしていません。しかし、実際の指導においては、ある内容を取り上げる際にそれまでに指導した内容を意図的に取り上げることが、生徒の理解を広げたり深めたりするために有効な場合があります。例えば、第2学年において一次関数の変化の割合について指導する際に、第1学年で指導した反比例を再度取り上げ、その変化の様子やグラフの形状についての理解をより確かなものにするとともに、反比例を例にとることで変化の割合が一定でない関数が存在することを具体的に理解できるようにすることが考えられます。

このように、学び直しの機会を設定することは、単に復習の機会を増やすことだけを意味するものではないことに注意し、適切に位置付ける必要があります。

(小・中学校)

問4-6 移行期間中の補助教材については、いつ頃、どのように配布されるのですか。

答4-6 平成21年度に指導内容が追加される学年(算数・数学:小1～小6, 中1, 理科:小3～小6, 中1・3)のすべての児童生徒・担当の先生方等に対し、教科書を補完する補助教材を作成し、配布することとしています。補助教材は、先生方の指導のしやすさ、児童生徒の使いやすさの観点から、各学校で使用されている教科書のスタイルに準拠したもの(補遺)となるように、教科書会社に作成を依頼することとしています。また、移行期間中に追加して指導すべき内容は年度ごとに異なるため、それぞれの年度ごとに補助教材を作成・配布する予定です。平成21年度に児童生徒が使用する補助教材について平成21年3月末までに各学校に配

布できるよう現在準備を進めているところです。また、各教育委員会などに対しては、補助教材の内容が確定した段階(2月中・下旬)で、できるだけ速やかにその内容をお知らせする予定です。

5. 理科に関すること

問5-1 小・中学校理科の移行期間中における指導について留意すべきことは何でしょうか。

答5-1 小・中学校理科については、算数・数学と同様、新課程に円滑に移行できるよう、移行期間中から新課程の内容の一部を前倒して実施することとなっています。このため、すべての学校において、これらの内容を踏まえて年間指導計画を作成することが必要となります。(詳細については、移行期間中の教育課程については、「平成21年度4月1日から平成23年3月31日までの間における小学校学習指導要領の特例を定める件」(平成20年文部科学省告示第98号)及び「平成21年度4月1日から平成24年3月31日までの間における中学校学習指導要領の特例を定める件」(平成20年文部科学省告示第99号)を確認して下さい。)

特に、小学校第3学年における「風やゴムの働き」、小学校第6学年における「電気の利用」、中学校第1分野「仕事とエネルギー」など、新しく追加される内容もありますので、新たな教材研究や、場合によっては、教材の開発・購入が必要です。

また、指導においては、十分な観察、実験の時間や探究の時間の設定や、博物館や科学技術センターなどとの連携、道徳の時間などとの関連などにも配慮していただきたいと思えます。

(小・中学校)

問5-2 新しく追加される内容に伴い必要とされる実験器具にはどのようなものがありますか。

答5-2 小・中学校学習指導要領解説理科編に例示されている実験器具や(財)日本理科教育振興協会のホームページに掲載されている実験器具一覧を適宜参考にして下さい。また、観察・実験等に必要な機器・器具等については理科教育振興法に基づき整備費の一部が補助されることとなっています。こちらも是非ご活用下さい。

また、例えば、現行学習指導要領で使われなくなり、今回の改訂で復活した「電気とその利用」の「誘導コイル」のように、長期間使用していなかった実験器具を使用すると、劣化などにより実験に不具合が生じたり発火するおそれがあります。使用前に、安全に使用可能かどうか必ず一度ご確認下さい。

(中学校)

問5-3 学習の内容の指導順序に関する規定が変更されましたが、詳しく教えてください。

答5-3 学習の内容の指導順序に関する規定について、平成10年告示の学習指導要領では、各分野の内容の(1)から(7)までをこの順序で取り扱うように示していました。今回、これを改めて、内容の(1)及び(2)は第1学年、内容の(3)及び(4)は第2学年、内容の(5)から(7)までは第3学年で取り扱うよう、各学年ごとに標準的な内容を示すこととし、各学年の中では指導する順序の弾力化を図ることとしました。このことにより、例えば、動植物の観察や気象・天体の観測を春夏秋冬のそれぞれの季節に実施することや、第2学年第1分野の(3)と(4)の学習の順序を入れ替えることにより、静電気の実験を湿度が高く静電気が発生しにくい梅雨の時期から避けることができたり、有害な気体が発生する実験を風が強く換気がしにくい冬の時期から避けるたりすることなどが可能となりました。

これは、地域の特性などを生かした学習ができるようにするためであり、中学校理科の第1分野と第2分野の内容の系統性に配慮し学習の全体を見通して指導計画を作成し指導を行うことが重要です。

(小・中学校)

問5-4 移行期間中の補助教材については、いつ頃、どのように配布されるのですか。

答5-4 平成21年度に指導内容が追加される学年(算数・数学:小1～小6, 中1, 理科:小3～小6, 中1・3)のすべての児童生徒・担当の先生方等に対し、教科書を補完する補助教材を作成し、配布することとしています。補助教材は、先生方の指導のしやすさ、児童生徒の使いやすさの観点から、各学校で使用されている教科書のスタイルに準拠したもの(補遺)となるように、教科書会社に作成を依頼することとしています。また、移行期間中に追加して指導すべき内容は年度ごとに異なるため、それぞれの年度ごとに補助教材を作成・配布する予定です。平成21年度に児童生徒が使用する補助教材について平成21年3月末までに各学校に配布できるよう現在準備を進めているところです。また、各教育委員会などに対しては、補助教材の内容が確定した段階(2月中・下旬)で、できるだけ速やかにその内容をお知らせする予定です。

6. 生活に関すること

問6-1 中央教育審議会答申によれば、生活科では気付きの質を高めることが求められています。気付きの質を高めることの意味とそのための学習活動としてどの

ようなことが考えられるかを教えてください。

答6-1 気付きは対象に対する一人一人の認識のことですが、活動を繰り返したり対象とのかかわりを深めたりすることに伴い、一つ一つの気付きが関連付けられた気付きとなったり、対象への気付きが自分自身への気付きとなったりすることが考えられます。例えば、アサガオを育てる活動を行う中でアサガオへのかかわりを深め、アサガオの成長への気付きがアサガオの世話を続けることができた自分自身の成長への気付きとなることが考えられます。

このように気付きの質を高めるため、今回の改訂では、見付ける、比べる、たとえるなどの多様な学習活動を工夫することが例示されています。教員には児童が気付いたことを表現する活動を工夫し充実することが期待されています。

問6-2 内容(1)学校と生活においては安全を守っている人々などに関心を持たせることになっています。この際の安全とは自然災害、交通災害、人的災害の3つの災害に対する安全確保に配慮することが必要だとされていますが、具体的にどのようなことでしょうか。

答6-2 内容(1)においては、安全な登下校ができるようにすることをねらいとしています。このため、自然災害、交通災害、人的災害とは、通学路の様子を念頭においており、具体的には、自然災害とは川の氾濫や屋根に積もった雪の落下、交通災害とは自動車の事故、人的災害とは近年多発している不審者による事件などが考えられます。

問6-3 継続的な飼育に当たっては、どのような動物を選ぶのが適切でしょうか。

答6-3 動植物の飼育・栽培は身近な動物や植物に興味・関心をもち、それらが生命をもっていることや成長することに気付くとともに、生き物を大切にすることができるようにすることをねらいとしています。これまでは、短時間の触れ合いに終わっている事例などがあったため、今回の改訂においては、継続的に飼育・栽培を行うことを重視しています。

飼育する動物としては、ウサギやモルモットなどの小型動物や中型動物のほか昆虫類も含むと考えられます。各学校の地域や児童の実態が異なりますので一概には言えませんが、生活科の目標を実現するという視点から選ぶことが重要となります。なお、動物飼育に当たっては、動物の管理や繁殖、施設や環境などについて配慮することが必要ですので、地域の専門家や獣医師などと連携することが必要です。また、代表的な動物の飼育方法、飼育動物の疾病と対策等を内容とする「学校における望ましい動物飼育のあり方」(文部科学省委嘱研究)(http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06121213/001.pdf)もご活用ください。

問6-4 内容(8)生活や出来事の交流は、生活科以外の内容と関わらせて行うこと

も可能でしょうか。

答6-4 生活科においては活動や体験を重視していますが、内容(8)の交流活動については、進んで身近な人と交流できる態度をはぐくむほか、活動や体験をその場限りで終わらせるのではなく活動や体験をもとに思考を促し、進んで交流しようとする意欲をはぐくむことをねらいとしています。実際の単元を構成する場合には、内容(8)は(1)～(7)、(9)と関わらせて実施することが適切と考えられますが、他教科における活動や夏期休暇中の出来事などに関わらせて実施することも可能です。

問6-5 生活科を中心として第1学年で実施するスタートカリキュラムとは、具体的にはどのようなものでしょうか。

答6-5 いわゆるスタートカリキュラムとは、児童が義務教育の始まりにスムーズに適応していけるようなカリキュラムを構成することです。例えば、小学校第1学年において、教科を横断した大単元から各教科の単元へと分化していく教育課程を編成することが考えられます。具体的には、生活科において学校を探検する学習活動を行い、そこで発見した事柄について、伝えたいという児童の意欲を生かして、国語科、音楽科、図画工作科においてそれぞれのねらいを踏まえた表現活動を行うなど、合科的に扱うことが考えられます。

7. 音楽に関すること

(小・中学校)

問7-1 [共通事項]が新設された趣旨は何ですか。[共通事項]の指導に当たりどのような点に留意すればよいですか。

答7-1 指導のねらいや手だてを明確にし、児童生徒が感性を高め、思考・判断し、表現する一連の過程を重視した学習を充実することが求められています。このため、内容の全体構成を見直して、表現及び鑑賞に関する能力を育成する上で共通に必要な[共通事項]を新設しました。

小学校の事項アにおいては、音楽を形づくっている要素のうち、「音楽を特徴付けている要素」(音色、リズム、速度、旋律、強弱、拍の流れ、フレーズ、音の重なり、音階や調、和声の響きなど)及び「音楽の仕組み」(反復、問いと答え、変化、音楽の縦と横の関係など)を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取ることにしています。「聴き取ること」が中学校の「知覚」に当たり、「感じ取ること」が「感受」当たります。要素・仕組みを聴き取り(知覚し)、その働きが生み出すよさなどを感じ取る(感受する)という一連の過程が音楽的な感受であり、感性を高め、思考・判断し、表現する過程となります。

小学校の事項イは、「音符、休符、記号や音楽にかかわる用語について、音楽活動を通して理解すること」としています。音符、休符、記号や音楽にかかわる用語を単なる知識として取り出して教えても児童が学ぶ必然性を感じられなければ本当に身に付いたものとはなりません。

また、常に音楽活動の中で、感じたことを音符、休符、記号や音楽にかかわる用語で表し、それらを用いて思考・判断することが、表現の質を高めていくことにつながります。

小学校音楽科の指導に当たっては、音楽を形づくっている要素や音符、休符、記号や音楽にかかわる用語を、表現及び鑑賞の各活動と関連させて、児童が学ぶ意義を感じながら音楽活動の中で生かして習得していくような指導の工夫が必要です。したがって、教師があらかじめ教えてしまうものではなく、児童が自分で発見し自分の言葉で言い表すようにしていくように指導することが大切です。

中学校音楽科については、音楽を形づくっている要素について、従前は「音色、リズム、旋律、和声を含む音と音とのかかわり合い、形式など」を構成要素、「速度、強弱」を表現要素とし、それぞれ別の事項で示していました。今回の改訂に当たり、音（音色）、音と音との時間的な関係（リズム、速度）、連なりや織りなす関係（旋律、テクスチュア）、音量の変化（強弱）、音楽の組立て方（形式、構成）のような大きなくくりで再整理し、この順に「音色、リズム、速度、旋律、テクスチュア、強弱、形式、構成などの音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じること」（事項ア）、「要素とそれらの働きを表す用語や記号などについて、音楽活動を通して理解すること」（事項イ）を〔共通事項〕として示しました。

中学校音楽科の指導に当たっては、我が国や諸外国の様々な音楽の特徴をとらえる窓口として、表現及び鑑賞の各活動と関連させて、これらの要素に関する指導をすることが重要です。その際、どのような要素を知覚し、特質や雰囲気を感じたのかをそれぞれ確認しながら結び付けていくこと、また、音楽に関する用語や記号などを用いてイメージや意図などを伝え合う活動を取り入れることによって、結果として、音を媒体とするコミュニケーションである音楽活動の質を高めていくことも大切です。

（小学校）

問7-2 歌唱共通教材として取り扱う曲数が増えた理由は何ですか。

問7-2 歌唱共通教材を設けている意義は、我が国で親しまれてきた唱歌や童謡、わらべうた等を、子どもからお年寄りまで世代を超えて共有できるようになることにあります。また、我が国で長く歌われ親しまれてきたうたを取り扱うことは、我が国のよき音楽文化を受け継いでいく意味からも大切です。そのようなうたが更に取り上げられるように、これまで各学年ごとに4曲示してきた楽曲の中から、第1学年

から第4学年までは4曲すべて(現在は4曲中3曲)を取り扱うこととし、第5学年及び第6学年は4曲中3曲(現在は4曲中2曲)を含めて取り扱うこととしました。

(中学校)

問7-3 歌唱共通教材として7つの楽曲が示された理由は何ですか。

答7-3 我が国で長く歌われ親しまれている歌曲を歌唱教材として取り扱うことは、我が国のよき音楽文化を世代を超えて受け継がれるようにする上で大切です。また、生活の中の様々な場面で音楽を楽しんだり、共有したりする態度を養うことにつながっていきます。

そこで、「我が国で長く歌われ親しまれている歌曲のうち、我が国の自然や四季の美しさを感じ取れるもの又は我が国の文化や日本語のもつ美しさを味わえるもの」の観点から取り上げたものを歌唱教材に含めることとし、この観点到に相応しい7つの楽曲を、歌唱共通教材として示しました。

(小学校)

問7-4 音楽づくりの指導に当たって、どのような点に留意すればよいですか。

答7-4 事項アについては、音遊びや即興的に表現することを通して音の面白さに気付いたり、音楽づくりのための様々な発想をもてるように指導することが大切です。

事項イについては、音を音楽に構成する児童の学習過程を大切にし、特に、その過程で児童が新しい発想や考えをもったり、試行錯誤したりする姿を大切にすることが求められます。音を音楽にする契機としては、[共通事項]に示した「音楽の仕組み」を手がかりにして、児童が思いや意図をもって音楽をつくるように指導することが重要です。

(中学校)

問7-5 創作の指導に当たって、即興的に表現することをどのように位置付ければよいですか。

答7-5 創作について「言葉や音階などの特徴を感じ取り、表現を工夫して旋律をつくること」(事項ア)、「音素材の特徴を生かし、反復、変化、対照などの構成を工夫しながら音楽をつくること」(事項イ)のように示し、指導内容を焦点化しました。その上で、「内容の取扱いと指導上の配慮事項」に、生徒が即興的に音を出しながら音のつながり方を試すなど、音を音楽へと構成する体験を重視することを示しました。この配慮事項は、事項ア、イのいずれの指導においても特に重視する必要があります。

指導に当たっては、理論的な学習を先行させ過ぎたり、はじめからまとまりのある音楽をつくることを期待したりするのではなく、例えば、生徒が自由に音を鳴らしながら音

の質感を感じ取り、長さ、高さ、強さ、音色などを意識して、音と音とを連ねたり組み合わせたりするような創造的な活動ができるようにすることが大切です。

(小学校)

問7-6 第3学年及び第4学年の鑑賞教材の選択の観点に、我が国の音楽が位置付けられた趣旨は何ですか。

答7-6 児童がこれからの国際社会で活躍するような日本人となるために、我が国や郷土の伝統や文化を受けとめ、そのよさを継承・発展させていくような教育が求められています。そのためには、我が国の音楽文化に親しみ、自ら表現、創作したり、鑑賞したりすることが重要となり、これまで第5学年及び第6学年で「箏や尺八を含めた我が国の音楽」としていたものを、より柔軟な取扱いを可能とするため「和楽器の音楽を含めた我が国の音楽」として、第3学年及び第4学年から我が国の音楽に聴き親しみ、味わって鑑賞することを示しました。

(中学校)

問7-7 我が国の伝統音楽の学習を充実する上で、伝統的な歌唱や和楽器の指導に当たって、どのような点に留意すればよいですか。

答7-7 歌唱教材を選択する観点の一つとして「民謡、長唄などの我が国の伝統的な歌唱のうち、伝統的な声の特徴を感じ取れるもの」を新たに示しました。また、器楽指導について、従前の「3学年間を通じて1種類以上の和楽器を用いる」規定に加え、「表現活動を通して、我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わうことができるよう工夫すること」とし、和楽器を用いる趣旨を示しました。

我が国の伝統的な歌唱の指導においては、その曲種に固有の発声の仕方、声の音色、コブシ、節回し、産字などの特徴について、また、和楽器の指導においては、楽器の音色や響き、奏法、表現力の豊かさや繊細さなどの特徴について、生徒自らが気付くようにし、それらを生かした表現を追求していく過程で、伝統音楽のよさなどを感じ取ったり味わったりすることのできる指導を工夫することが大切です。

問7-8 鑑賞の指導において、感じ取ったことを言葉で表す(小学校)、根拠をもって批評する(中学校)などの言語活動が位置付けられた趣旨と指導上の留意点について教えてください。

答7-8 小学校音楽科において鑑賞の活動を行う際、児童が聴き取ったことやそれらから感じ取ったことを言葉で表すなどして、自分の聴き取ったことや感じ取ったことを確認したり、友達と意見を交換したりすること等により、主体的な鑑賞活動が可能となります。

指導に当たっては、教師が、「楽曲のどこからそのように感じたのか」などと問い

掛けることによって、想像したことや感じ取ったことを言葉で表していく活動を設定することが大切です。児童が気付いたことや感じ取ったこと、心に思い描いた様子を言葉に表すなどして相手に伝えることによって、教師の発問と児童の応答の中などで一人一人の感じ方のよさを認め、友達の感じ方に気付いたり、自分の感じ方を広げたりするように指導することが大切です。

中学校音楽科における音楽教育には、音楽の構造や曲想、味わったことや自分なりに評価したことなどについて、生徒が言葉で表すなどして、幅広く主体的に鑑賞する能力を育てていくことが求められています。

鑑賞した音楽について「感じたこと」や「その音楽的な理由」を述べるだけでなく、その音楽が「自分にとってどのような価値があるのか」などを考えて言葉で表す活動が、鑑賞の能力をはぐくむことにつながります。こうした能力を育成することは、多様な音楽の特徴をとらえ、理解を深め、音楽文化を尊重する態度を育てることになり、生徒個人にとっても、また、次の時代の音楽文化を一層豊かにしていくことにとっても意味あることと言えます。

指導に当たっては、「この曲を作曲した人に手紙を書こう」、「家族の方に紹介するとしたら、どのように伝えるか」といった親しみやすい課題を設定して、対象となる音楽に対して生徒が自分なりに価値判断したことを、その理由を含めて表すことができるようにすることが大切です。

(小・中学校)

問7-9 移行措置で留意すべきことは何ですか。

答7-9 小学校音楽科の移行措置は次のとおりです。

- ①新学習指導要領の全部又は一部について実施できること。
- ②歌唱共通教材については、第1学年から第4学年までは4曲すべてを取り扱うこととし、第5学年及び第6学年は4曲中3曲を含めて取り扱うこと。

このように、小学校音楽科は、①のように全部又は一部を先行して実施できるようにしていますが、②の歌唱共通教材については、必ず新学習指導要領の規定によることとしています。

中学校音楽科の移行措置は次のとおりです。

- ①新学習指導要領の全部又は一部について実施できること。
- ②「我が国で長く歌われ親しまれている歌曲のうち、我が国の自然や四季の美しさを感じ取れるもの又は我が国の文化や日本語のもつ美しさを味わえるもの」の観点から取り上げたものを歌唱教材に含めること。
- ③「赤とんぼ」、「荒城の月」、「早春賦」、「夏の思い出」、「花」、「花の街」、「浜辺の歌」の共通教材の中から各学年ごとに1曲以上を含めること。

このように、中学校音楽科は、①のように全部又は一部を先行して実施できるようにしていますが、②の教材選択の観点及び③の歌唱共通教材については、必ず

新学習指導要領の規定によることとしています。

各学校においては、新学習指導要領の趣旨等の一層の理解に努めていただき、円滑に全面実施できるよう準備を進めていただきたいと思います。

8. 図画工作・美術に関すること

(小・中学校)

問8-1 [共通事項]を新設した趣旨は何ですか。[共通事項]の指導に当たりどのような点に留意すればいいですか。

答8-1 小学校図画工作科に関しては、いろいろな調査などから、児童が図画工作を勉強しても、生活や社会にどのように役立つのか分からないと感じていることが分かりました。また、中央教育審議会などで、膨大な視覚情報にさらされている児童に必要な力を身につけてほしいという声がありました。そこで、表現でも鑑賞でも、造形遊びでも絵や立体、工作でも、共通して働いている資質や能力を[共通事項]としてまとめ、これをもとに指導を行うことを示しました。具体的には、児童が自分の感覚や活動を通して形、色、動きや奥行きなどの造形的な特徴をとらえ、これを基に自分のイメージをもつことが十分に行われるように学習活動を検討する必要があります。

中学校美術科において、生徒一人一人の表現や鑑賞の能力を豊かに育成していくためには、発想や構想をする場面、創造的な技能を働かせる場面、鑑賞の場面のそれぞれにおいて、形や色彩、材料などの性質や感情などに意識を向けて考えさせたり、対象のイメージをとらえさせたりすることが重要です。そのためには具体的に感じ取ったりイメージしたりするための視点や、指導の手立てが必要となります。このため、今回の改訂では[共通事項]を設け、表現及び鑑賞の学習の中で共通に指導する事項として位置付けました。

[共通事項]は、形や色彩、材料などの性質や、それらがもたらす感情を理解したり、対象のイメージをとらえたりするなどの資質や能力を育成し、表現や鑑賞の能力を高めることをねらいとしています。これらは、表現及び鑑賞の学習の基盤となるものであり、すべての学習活動において共通に指導することが大切です。

(小学校)

問8-2 材料や用具の取扱いについて、どのような点に留意すればいいですか。

答8-2 今回、「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」に、各学年で取り扱う材料や用具を、児童がこれらに十分に慣れることができるようにすることなどの指導の配慮事項とともに示しました。指導に当たっては、材料や用具を使ったり生かしたりする経験を重ねながら、児童が材料や用具の適切な扱いに慣れるようにする必

要があります。具体的には、材料や用具の経験が十分にできるような時数が設定されているか、用具を使いながら創造的な技能が発揮できるような学習過程になっているか、6年間を通して材料や用具をもれなく取り扱っているかなどを検討することが考えられます。

(中学校)

問8-3 中学校美術科における「美術文化」をどのようにとらえればよいですか。

答8-3 「美術文化」は、様々な国や地域における美術に関する作品、作風、作家、価値観、美意識などの表現の総体であるといえます。しかし、「美術文化」を広く扱いすぎると教育として何を指導するのかが不明確になります。そのため、中学校美術科では、特に伝統的、創造的な側面を重視して「美術文化」をとらえることが大切です。

「美術文化」の学習では、過去の文化遺産としての美術作品などを鑑賞することは重要ですが、それは、その時代のみのものでなく、さらに遠い過去から現代に続く大きな歴史の中でつくられたものであることを意識させる必要があります。例えば、生徒は今生きている現代から過去を見ることになるので、身近な生活や地域にある日用品、美術作品、建造物などから共通に見られる表現の特質などに気付かせ、現代社会の中で身に付けた価値観などを生かして、過去の作品を理解し、伝統や文化に対する関心を高め理解を深めるなどの指導が大切です。

(中学校)

問8-4 「A表現」の(1)において「主題を生み出すこと」が独立して示された趣旨は何ですか。

答8-4 「A表現」(1)は、感じ取ったことや考えたことなどを基に、発想や構想をする学習です。ここでは、生徒が対象から感じ取ったことや湧出したイメージ、様々な事象を通して考えたことや想像したこと、夢や希望などから、表現したい主題を生み出し、それを基に構想を練ることが大切です。ただ単に〇〇を描く、〇〇をつくるといった題材では、表現意図があいまいなまま、見たものをそのまま描こうとする生徒も少なくありません。見たままに描くことも一つの表現ですが、表現したい主題がなく、そっくりに描くことのみを求めるのであれば美術の表現活動のねらいとしては十分とはいえません。

生徒自らが表したいことを心の中に思い描くことを重視し、生徒一人一人が自己の感じ取ったことや考えたことなどを基に、主題が見いだせるような指導の充実を図るため事項を独立して示しています。

(中学校)

問8-5 現行学習指導要領で「A表現」の内容に位置付けられていた「スケッチ」について、どのように取り扱えばよいですか。

答8-5 「A表現」において「スケッチ」についての独立した指導事項はなくなり、「第3指導計画の作成と内容の取扱い」に示されました。これは、今回の「A表現」の内容の構成が「発想や構想に関する指導事項」と「創造的な技能に関する指導事項」に整理されたので、「スケッチ」は、「発想や構想に関する指導事項」と「創造的な技能に関する指導事項」の両者を含んでいるためすべてに関わる学習として整理されました。

そのため、絵としてのスケッチだけでなく、アイデアスケッチやプレゼンテーションのためのスケッチなど、「A表現」の様々な学習において効果的に取り入れることが大切です。

(中学校)

問8-6 現行学習指導要領では、第2・3学年の「A表現」に示されていた「環境のデザイン」についての学習は、どのように取り扱えばよいですか。

答8-6 「A表現」において「環境のデザイン」に関する独立した指導事項はなくなりましたが、「環境のデザイン」は、美的感覚を生かして環境の中に洗練された構成や装飾をする学習であると考えられるので、「A表現」(2)アの「構成や装飾を考えた発想や構想」として行うことができます。

また、身近な環境に目を向け、安らぎや自然との共生などの視点から、生活を美しく豊かにする美術の働きをについて理解させることは重要なので、第2学年及び第3学年の「B鑑賞」のイとして項目を独立して設け、鑑賞の視点から学習の充実を図ることとしています。

(小・中学校)

問8-7 鑑賞の指導において、言語活動の充実を図った趣旨と指導上の留意点について教えてください。

答8-7 小学校図画工作科において、子どもたちは表現や鑑賞の場面で、自然に話したり聞いたり、話し合ったりするものです。そのことによって発想を深めたり、作りだす喜びを味わったりしています。このような本来子どもたちが持っている鑑賞の能力を十分に高める学習活動を工夫することが、言語活動の充実において重要です。発達の段階に応じて各学年でどのような作品を用意するのか、どのような方法で鑑賞活動を行うのか、題材のどこに鑑賞を位置づけるのかなどを考える必要があります。その際、教科目標にも示しているように創造的な活動として鑑賞が行われるように題材を構成する必要があります。

中学校美術科「B鑑賞」において造形的な視点を豊かにもって対象をとらえるためには、言葉で考えさせ整理することも重要です。なぜなら、言葉にすることによ

り、それまでは漠然と見ていたことが整理され、美しさの要素が明確になるからです。さらに、言葉を使って他者と意見を交流することにより、自分一人では気付かなかった価値などに気付くことができるようになります。

このように、対象のよさや美しさ、作者の表現意図や工夫などを豊かに感じ取らせ、考えさせ、味わわせるためには、造形に関する言葉を豊かにし、言葉で語ったり記述したりすることは有効な方法であるといえます。

(小・中学校)

問8-8 図画工作科の内容と中学校の関係教科の内容との連携について教えてください。

答8-8 図画工作科は、中学校の美術科と技術・家庭科の技術分野の両方につながる教科です。今回の改訂においては、図画工作科と美術科は、育成する資質や能力を整理し発想や構想の能力、創造的な技能などの系統性を踏まえて改善しています。具体的には、表現領域において、図画工作科では、(1)を「材料を基に造形遊びをする」、(2)を「表したいことを絵や立体、工作に表す」こととして整理しています。このうち(2)が美術科の表現領域へ直接発展し、(1)は美術科での表現活動を支える力となります。さらに小学校図画工作科でも中学校美術科でも〔共通事項〕を設定し、9年間を通して育てたい資質や能力を明確に示しています。中学校技術・家庭科の技術分野との関連では、図画工作科において材料や用具を使ったり生かしたりする経験が十分に行われ、児童がそれらの適切な扱いに慣れているか、児童が手や体全体を働かせてものをつくっているか、工作に表す内容に適切な時数が配分されているかなどについて配慮する必要があります。

(小・中学校)

問8-9 移行措置で留意すべきことは何ですか。

答8-9 小学校図画工作科において、平成23年度からの新学習指導要領の完全実施が円滑に行われるためには、まず、現在行われている学習を新学習指導要領の観点から検討することが大切です。例えば、〔共通事項〕をもとに、児童が自分の感覚や活動から色をとらえている姿を確かめ、児童の発想がいつそうふくらむように授業を展開することが考えられます。題材を発想や構想、創造的な技能などが十分に育成されているかという観点から見直すことも大切です。特に、「第3指導計画の作成と内容の取扱い」で示した材料や用具などが年間指導計画でもれなく押さえられているかを確認することは重要です。

中学校美術科は、新学習指導要領においても現行学習指導要領の基本的な考え方を引き継ぎ、育成する資質や能力を一層明確にして内容を整理しているので、これまで行ってきた題材を発想や構想、創造的な技能、鑑賞、〔共通事項〕の視点から見直し、育成する資質や能力を明確にして指導することが重要です。

また、現行学習指導要領で第2・3学年の「A表現」に示されていた「環境のデザイン」についての学習は削除し、「B鑑賞」に位置付けて学習の充実を図ったので、移行期間中に「A表現」を新学習指導要領で、「B鑑賞」を現行学習指導要領で行った場合、環境のデザイン等に関する学習が行われなかったことが考えられますので配慮する必要があります。

9. 家庭, 技術・家庭に関すること

(小学校)

問9-1 目標に盛り込まれた「家庭生活を大切にすることをはぐくむ」とは、どういうことを意味しているのでしょうか。また、具体的にはどのような指導を行うのでしょうか。

答9-1 小学校の家庭科では、生涯の家庭生活を支える基盤となる能力をはぐくむといった視点から、現行の「家庭生活への関心を高める」を「家庭生活を大切にすることをはぐくむ」としました。このことは、家庭生活への関心を高めるとともに、衣食住などの生活の営みを大切にしようとする意欲や態度をはぐくむことを重視したものです。

これらの意欲や態度は、家庭科における家庭の仕事や生活時間の学習、衣食住などの実践的・体験的な学習を通して身に付くものです。このようにしてはぐくまれた心情が生涯にわたる家庭生活を支える基盤となります。

(小学校)

問9-2 内容構成が現行の8つから4つの内容へと改善されましたが、学習を進めるに当たって留意すべきことは何でしょうか。

答9-2 内容構成の変更は、今回の改善の基本方針の一つである「中学校の内容との体系化」の視点を踏まえたものです。具体的には、中学校技術・家庭科〔家庭分野〕の内容との系統性や連続性を重視し、小学校・中学校ともに同様の枠組みをもつ4つの内容となりました。学習を進めるに当たっては、それぞれの学習指導要領の解説などを参考に小学校の基礎・基本の整理を行い、小・中学校5年間を効果的につないで確かな学力をはぐくむよう指導を充実する必要があります。

(小学校)

問9-3 家庭科における食育についてはどのように進めていけばよいのでしょうか。

答9-3 学校における食育の推進にあたっては、児童が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性をはぐくんでいくための基礎を培うことが大変重要です。

家庭科における食育の推進は、①家庭科の食に関する指導の一層の充実、②「家庭科などの食に関する指導を中核として、学校の教育活動で一貫した取組を推進(解説)」の二つの側面から充実を図る必要があります。各学校におかれては、児童の発達の段階や学校・地域の実態などを踏まえ、学校全体として一貫した食育の取組を推進していただくよう創意工夫をしていただきたいと思います。

(中学校)

問9-4 中学校学習指導要領解説 技術・家庭編に、「第1学年で技術分野、第2学年で家庭分野に比重を置き」とありますが、1つの学年で一方の分野のみ指導し、他方の分野の授業はゼロ時間ということも許されるのでしょうか。

答9-4 中学校学習指導要領解説 技術・家庭編では、各分野の各項目に相当する授業時数及び履修学年については、地域や学校及び生徒の実態等を考慮して効果があると判断される場合には、学年によって分野の授業時数に軽重をかけるという趣旨で「比重を置き」と記載しています。

これは、例えば、ある題材のまとまりで考えると、1学年は家庭分野を40時間、2学年は30時間にした方が効果的という場合には、柔軟に対応するということを想定しています。指導計画の作成と内容の取扱いにおいて、「いずれかの分野に偏ることなく配当して」と規定されているところであり、ご指摘の事例のように、ある学年では、どちらか一方の分野について、全く学習をしないということは不適切です。

(中学校[技術])

問9-5 技術分野では具体的にどのような題材で学習させればよいのでしょうか。

答9-5 今回の学習指導要領の各内容は「①広く現代社会で活用されている技術について学習する項目等」、「②それらの技術を活用したものづくり(製作・制作・育成)を行う項目等」、「③ものづくりの経験を通して深めた技術と社会・環境とのかかわりの理解を踏まえ、現代及び将来において利用される様々な技術を評価し活用する能力と態度を育てる項目等」で構成されています。そして、それぞれの指導のねらいに応じて題材を検討することが大切です。

その際、例えば内容「A材料と加工に関する技術」の①で、木材や金属・プラスチックといった主な材料とそれぞれの加工技術についてすべて学習させるということではないことに注意してください。

地域で林業が盛んである学校では「木材」を中心に「加工に関する技術」について、また、「両刃のこぎり」を中心に「加工に関する技術」について学習させるなど、地域や学校及び生徒の実態等を十分に考慮し各学校で題材を設定することが大切です。

(中学校[技術])

問9-6 技術分野において「ものづくり」を行う際に、どのような点に配慮すべきなのでしょう。

答9-6 各内容における「ものづくり」について指導する項目等に、「設計図」や「フローチャート」などを用いて新しいアイデアを生み出したり、課題の解決策を検討したりする「計画・設計」といった活動が位置づけられていることに配慮が必要です。

また、その際、「知識と技術の習得とともに、知的財産を尊重する態度や技術にかかわる倫理観、緻密さへのこだわりや忍耐強さなどの育成のために有効な方法である」といったものづくりの長所が生かせるようにすることも大切です。

(中学校[技術])

問9-7 内容の取扱いに「技術に関する倫理観」や「新しい発想をうみだし活用しようとする態度」の育成が示されたのはなぜでしょうか。

答9-7 例えば中学校学習指導要領解説(技術・家庭編)には、「技術に関する倫理観」としては、使い手の安全や環境に対する負荷の軽減に配慮して設計・製作することの大切さなどについて指導することが例示されています。また、「新しい発想をうみだし活用しようとする態度」では、知的財産を創造するとともに、他の人のアイデアを活用することの重要性について指導することが示されています。これらは現代社会で技術を活用する際に必要となる、「ものをつくる側が持つべき重要な態度」であることから、すべての内容で指導することとしました。

(中学校[家庭])

問9-8 家庭分野の目標に盛り込まれた「これからの生活を展望する」の意図するところはどこにありますか。また、具体的にはどのような指導を行えばいいのでしょうか。

答9-8 「これからの生活を展望する」とは、「将来にわたって自立した生活を営む見通しをもつ」ということです。家庭分野では、中学生の自己の生活の自立を目指して学習を行います。その過程で「自分にもこのような形で自立できるかもしれない」などと自立への見通しや期待をもつことを意図しています。

(中学校[家庭])

問9-9 指導事項「生活の課題と実践」は、3事項から1又は2事項を選択するとありますが、どのように決めればよいのでしょうか。生徒が選ぶべきなのでしょう。

答9-9 「生活の課題と実践」は、生活の中から生徒が課題を見付け、計画を立て、実践し、評価、改善を行うという一連の問題解決的な学習を大切にしています。その視点からとらえると、生徒の主体性を尊重することが大切であり、中学校学習指導要領解説には、「3学年を見通した全体的な指導計画を作成する中で、生徒

が学習事項を選択できるようにすることが望ましい」としています。

10. 体育・保健体育に関すること

(小学校)

問10-1 平成21年度より、第1学年は年間102単位時間、第2学年では105単位時間の授業時数で実施することになっていますが、指導計画を作成するにあたって、現行の学習指導要領の内容でよいのでしょうか。

答10-1 移行措置期間中の小学校学習指導要領の特例を定めた告示によれば、移行措置期間中においては、「教育課程の全部又は一部において、新学習指導要領によることもできる。」と示されています。小学校低学年の体育については、新学習指導要領の内容を実施するだけの授業時数の保証がありますので、各学校の準備状況等を踏まえ、適切に判断していただきたいと考えています。

(小学校)

問10-2 新学習指導要領では、「基本の運動」領域が無くなり、運動領域は6領域で整理されましたが、その理由を教えてください。

答10-2 「基本の運動」は、児童の心身の発達の段階を踏まえ、昭和52年の改訂により規定されましたが、高学年への系統性が見えにくく、当該学年で何を身に付けさせたらよいか分かりにくいという課題があったことから、現行の学習指導要領において「基本の運動」の「内容」として示していたものを「領域」として示すこととしました。

ただし、これらの領域では児童の心身の発達の段階を考慮すると児童が易しい運動に仲間との競争やいろいろな課題をもって取り組むことによって、運動をしたいという欲求を充足し、楽しく運動できるようにするという「基本の運動」の趣旨を踏まえ、指導をすることが大切です。

(小学校)

問10-3 低・中学年に示された「多様な動きをつくる運動(遊び)」について、他の領域との運動の違いを説明してください。

答10-3 現行学習指導要領の「基本の運動」では、「各種の運動の基礎を培うこと」、「体の基本的な動きを身に付けること」をねらいとしていました。今回の改訂では、低・中・高学年の系統性を重視し、現行で基本の運動の内容として示していた領域のうち「体づくり運動」以外の領域では、特に「各種の運動の基礎を培うこと」を重視しています。また、「多様な動きをつくる運動(遊び)」では、他の領域の学習の中では扱いにくい様々な運動を取り上げ、「体の基本的な動きを総合的に身に

付けること」をねらいとしています。例えば、「走・跳の運動」では、「30m～50mのかげっこ」など将来的に陸上運動につながる動きを主に取り上げて指導しますが、「多様な動きをつくる運動遊び」の「体を移動する運動遊び」では後ろ向きに走ったり、回転しながら移動したりなど、陸上運動など特定の運動に限らず、様々な運動につながる動きを取り上げて指導します。

今回の改訂で新たに示した「多様な動きをつくる運動(遊び)」については、授業づくりのヒントになる資料を作成し、平成20年度中に全国の小学校の教員に配布する予定です。

(小学校)

問10-4 今回の改訂は、技能の習得のみを重視していると考えてよいのでしょうか。

答10-4 体育において技能を身に付けることは大切です。新しい技ができるようになったり、記録が伸びたりすることは、児童にとって大きな喜びであり、運動が好きになる重要な要素だからです。しかしながら、「生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の育成を図る」ためには、技能だけでなく態度(意欲)、思考・判断もバランスよくはぐくむことが不可欠であると考えています。そのため、今回の改訂では、態度や思考・判断についても、技能と同様に、発達の段階を踏まえて身に付けることができるようにすることを重視しています。

(小学校)

問10-5 低・中学年において指導計画を作成する際には、「体づくり運動」に、年間授業時数の増加分の12単位時間もしくは15単位時間を充てるのでしょうか。

答10-5 指導計画の作成と内容の取扱いの(2)には、「一部の領域に偏ることのないよう授業時数を配当すること」と示しています。このことは、授業時間数を各領域に均等に配当したり、体づくり運動に授業時数の増加分を全て充てたりすることではありません。児童や学校の実態に応じて、どの領域も「学習指導要領の内容を身に付けられる授業時数を配当する」ということを意味しています。例えば、これまで6単位時間で取り組んでいた領域について8単位時間を配当し、学習内容が十分定着するように計画することが考えられます。

(小学校)

問10-6 学習したことを家庭で生かすことを重視するとしているが、そのことについても教科指導の評価の対象となるのでしょうか。

答10-6 学習したことを家庭で生かすことを重視することは、中央教育審議会答申を受け、解説においても、教科の目標を解説する中で示しています。年間105時間の授業の中だけで、体力の向上を図ることは容易なことではなく、普段から運

動に親しむことが重要であるからです。しかしながら、学習したことを家庭で生かすことは、指導内容としては示していないので、教科指導の評価をすることは想定していません。

授業で身に付けたことを家庭で生かすことができるよう、学校全体で指導する方向性を示したものです。

(小学校)

問10-7 保健の授業時数は、変わっていないが、新たな内容を加えて時間内で指導できるのでしょうか。

答10-7 今回の改訂では、身近な生活における健康・安全に関する基礎的な内容を重視し指導内容を改善するとともに、系統性がある指導ができるように健康に関する内容を明確にしました。

また、新しい内容を加えるだけでなく、これまでの内容を整理しました。したがって、今回の改訂によって、学習指導要領に示された授業時数の中で、より内容を明確にした指導ができます。

(中学校)

問10-8 第1学年及び第2学年における運動の取上げ方の弾力化について、具体的に説明してください。

答10-8 体づくり運動と体育理論については、各学年において、それぞれ7単位時間以上と3単位時間以上を配当します。また、保健については、3年間で48単位時間程度を配当します。その上で、B～Gの領域については、2年間のうちでの必修であることから、領域の取上げ方は、第1学年もしくは第2学年にまとめて配置したり、領域の内容を2年間に分けて履修させたりするなどの弾力的な扱いが可能です。

領域の配置の仕方については、指導内容に応じて、2年間で実施することが効果的か、大きな単元を組んで1年間で実施することが効果的かを検討してください。領域の内容の取扱いについては、例えば、器械運動では、「2年間でア(マット運動)を含む②を選択」となっているので、マット運動に加え鉄棒運動、平均台運動、跳び箱運動の中から1種目以上を選択させることとなります。この場合、2年間でマット運動を含む②を選択すれば良いので、2年間で実施する場合であれば、1年目にマット運動を選択した場合、2年目にそれ以外の1種目を選択すれば良いこととなります。また、1年間で実施する場合であれば、1年間でマット運動を含む2種目以上を選択させることとなります。

内容の取扱いで示しているのは指導の最低基準であり、発展的に学習させることに歯止めをかけるものではありませんので、第1学年及び第2学年までに多くの学習経験を持たせるという理念に立ち返ると、鉄棒運動、平均台運動、跳び箱運

動の運動種目等も可能な限り体験できるような教育課程を組む例も考えられますが、領域の内容を発展的にどこまで体験させることが可能かは、各学校で生徒の負担過重にならないよう検討してください。示された内容を確実に教えて考えさせる時間を確保することが大切であると考えます。

(中学校)

問10-9 選択制の考え方を説明してください。

答10-9 第1学年及び第2学年では、領域は必修ですが、領域の内容(運動種目等)は選択となります。生徒の学習意欲を高めるためには、可能な限り示された領域の内容が選択できるようにすることが望ましいですが、安全面の確保及び指導の充実といった視点から、指導者の指導が行き届く範囲での展開が条件となると考えます。

第3学年では、少なくとも一つの生涯を通じて継続できる運動やスポーツに出会うことができるようにすることを目指していることから、ある程度のまとまった時間を確保して、その運動のもつ特性や魅力により深く触れることができるようにすることを想定しています。

器械運動、陸上競技、水泳、ダンスのまとまりの中から1領域以上、球技と武道のまとまりの中から1領域以上を選択して履修できるようにすることを内容の取扱いで示しています。

この選択では、生徒が自ら行いたい運動を選ぶという趣旨があるので、保健体育科教員が一人しかいない学校の場合などは、別途配慮が必要と考えますが、領域については、男女共習を原則として領域の選択ができるよう学習機会を保証していただきたいと思えます。

(中学校)

問10-10 球技を型別で示した理由について、説明してください。

答10-10 球技には多様な種目があり、指導内容の系統性を考える際、示した運動種目のすべてについて種目レベルの系統性を図るとすれば、小学校の早い段階から、種目につながる体験が必要となってしまいます。球技の特性や魅力は、類型ごとに特徴があるので、そうした共通する動きに着目して、指導内容の系統性を考える必要があるとの指摘を受け、改善を図ったものです。中学校以降の球技の選択の課題として、種目レベルの選択では、同類型の選択となっている場合も多く見られることから、最低限異なる類型を体験させ、自らに適した運動を選択する能力の育成につなげていくことが必要であるとの考え方から、型別の選択を示したものです。

(中学校)

問10-11 武道の必修化に伴う条件整備については、どのように考えていますか。

答10-11 平成19年5月現在、公立中学校の武道場整備率は47%です。これまでも武道場の整備は、「安全・安心な学校づくり交付金」の交付対象として補助しているところですが、必修化に向けた履修条件整備の観点から、学校の状況や要望を踏まえ、各教育委員会においては、計画的に整備を進めていただきたいと思います。

武道の防具や畳などの学校の備品については、すでに備品費として地方交付税措置がなされていますので、防具等の備品の整備に係る予算の確保に努めていただきたいと思います。

教員の指導力向上に向けては、現在、文部科学省が「学校武道実技指導者講習会」を、教員研修センターが「子どもの体力向上指導者養成研修」を実施しているので、これらの研修への積極的な参加をお願いします。また、これらの研修を受けた教員等が、各教育委員会における伝達講習会等で、講師として他の教員に指導ができるよう、研修機会の充実をお願いします。

また、文部科学省においては、学習指導要領の改訂を踏まえた武道(柔道、剣道、相撲)の実技指導資料の作成を予定しているところです。

(中学校)

問10-12 (3)傷害の防止に、二次災害が示された理由を説明してください。

答10-12 二次災害については、現行の学習指導要領解説に「地震に伴って、津波、土砂崩れ、地割れ、火災などによる二次災害が発生することがあることを理解できるようにする。」と示していました。今回の改訂において、個人生活における健康・安全に関する内容を重視する観点から、学習指導要領に新たに明記することとしました。これは、防災の有効性をより高めるためには、災害発生時と同様、実際に災害をもたらしている二次災害を取り上げることが必要と考えたからです。したがって、今回の解説には、二次災害の発生に加えて、二次災害によって生じる傷害の防止についても示しています。

11. 外国語活動・外国語に関すること

(小学校)

問11-1 外国語活動において、「外国語を通じて(略)、コミュニケーション能力の素地を養う」とありますが、具体的にはどういう指導内容を想定しているのでしょうか。

答11-1 小学校学習指導要領における「コミュニケーション能力の素地」とは、小学校段階で外国語活動を通して養われる、言語や文化に対する体験的な理解、積

極的にコミュニケーションを図ろうとする態度、外国語の音声や基本的な表現への慣れ親しみを指したものです。これらは、中・高等学校の外国語科で養うこととして
いるコミュニケーション能力を支えるものとなります。

小学校の外国語活動は、単に国際理解を図ることを目的とした活動ではなく、
中学校の外国語科の学習に接続するものとして位置づけられています。そのため、
中学校においては、地域の小学校における外国語活動の指導の内容について、扱
われている単語や表現などについてもきめ細かく把握することが、特に中学校第1
学年の指導内容に係る指導計画を作成する際には必要となります。小学校にお
いても、中学校と連携を密に図っていくことに配慮してください。

(小学校)

問11-2 文字指導について、小学校外国語活動ではどの程度まで扱うことが出来る
のでしょうか。

答11-2 外国語活動の指導においては、音声によるコミュニケーションを重視し、聞
くこと、話すことを中心とする豊かなコミュニケーションを体験させることが大切で
す。アルファベットなどの文字の指導については、例えば、アルファベットの活字体
の大文字及び小文字に触れる段階にとどめるなど、中学校外国語科の指導とも
連携させ、児童に対して過度の負担を強いることなく指導する必要があります。ま
た、外国語を初めて学習する段階であることを踏まえると、アルファベットなどの文
字指導は、外国語の音声に慣れ親しんだ段階で開始するように配慮する必要が
あると考えます。なお、国語におけるローマ字の指導については第3学年で行われ
ることから、外国語活動よりも前の学年で既に指導がなされていますが、外国
語にはローマ字にはない文字もある点に注意してください。

(小学校)

問11-3 総合的な学習の時間に、国際理解に関する学習の一環として、外国語を
扱うことは出来ますか。(これまでも、小学校3、4年生の総合的な学習の時間で
外国語に触れる活動をしていましたが、新学習指導要領の下でも同様に外国語を
扱ってもよいですか。)

答11-3 外国語に関わる学習の教育課程上の位置づけについては、当該学習の
目標に即して判断する必要があります。新学習指導要領においては、総合的な学
習の時間は、「横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付
け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を
育成する」こと等を目標としています。また、総合的な学習の時間に行われる国際
理解活動については、「問題の解決や探究活動に取り組むことを通して、諸外国
の生活や文化などを体験したり調査したりするなどの学習活動が行われるように
する」とされているところです。これらに照らして適切な活動であり、スキルの

習得を主目的としたものでなければ、当該活動の中で外国語を用いることは問題ありません。しかし、指導要領に示されている小学校の外国語活動や中学校の外国語科の目標や内容に即した学習を小学校3・4年生で行いたい場合には、標準授業時数の枠外で時間を独自に設ける、学校教育法施行規則第55条の2に基づいて、地域の特色等を生かした特別の教育課程を編成するといった方法による必要があります。

(小学校)

問11-4 「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」1(5)の文中「学級担任の教師または外国語活動を担当する教師が行うこととし」とあります。学校の実態や地域の事情によっては、外国語を担当する教師のみが5・6年生全ての外国語活動を行ったり、外国語を担当する教師が他の授業を受け持たない教科担任制をとったりすることは可能でしょうか。

答11-4 小学校の教員免許状をもつ者か、中学校又は高等学校の外国語の免許状をもつ者であれば、外国語活動を一人で授業を行うことが制度上可能となります。(教育職員免許法施行規則を改正。平成20年11月12日公布、平成21年4月1日施行)。その上で、担任が指導すべきか、専科教員が指導すべきかについては、他教科と同様に、各学校の教員数や、外国語活動の指導についての個々の教員の得手・不得手の度合いなどを踏まえながら、各学校において判断いただくこととなります。

なお、中・高の外国語免許状をもつ者が指導にあたる場合には、中学校の外国語科とは異なる、小学校の外国語活動の目標や内容をよく理解するとともに、児童の発達の段階にも十分留意し授業を実施することが大切です。

(小学校)

問11-5 児童や地域の実態に応じた英語活動を実施するときに、「英語ノート」をどの程度使用しなければならないのでしょうか。

答11-5 「英語ノート」は、全国一定の教育水準を確保するため、新しい学習指導要領に規定された外国語活動の趣旨・目的を踏まえて国が作成した教材です。

「英語ノート」は、各学校において積極にご活用いただくことを想定しておりますが、使用義務はありません。今まで各地域や学校において培ってきた指導経験をもとに作成された教材等を否定するものではなく、地域や学校の実態を踏まえて、より適当な教材が用意できるということであれば必ずしも「英語ノート」を使用する必要はありません。ただし、独自教材を使用する場合、当該教材が外国語活動の目標や内容に合致しているかどうかについては精査する必要があります。

なお、一部の授業において「英語ノート」以外の教材を活用したり、「英語ノート」と独自教材とを融合させて活用したりすることも可能です。各学校、自治体におい

て実態を考慮した上で、使用の程度・範囲を検討いただきたいと思います。

(小学校)

問11-6 高学年用「英語ノート」について、移行期間での配布はありますか。また、高学年以外の教材として、配布またはコピーして使うことが可能なのですか。

答11-6 「英語ノート」については、配布を希望する全国の小学校に対して、平成21年度使用分から配布する予定です。

第4学年以下において外国語活動を実施する場合、第5・6学年における外国語活動とのつながりや中学校外国語科への円滑な接続等を見通した上で、必要に応じて「英語ノート」を活用することが考えられます。その場合、「学校教育の目的上必要と認められる限度において、各学校の授業及び教員の指導力向上のための研修会等における使用のために」コピーすることは可能です。

(中学校)

問11-7 小学校における外国語活動が導入されたことを踏まえ、どのような事項に留意する必要があるのでしょうか。

答11-7 中学校学習指導要領においては、「小学校における外国語活動との関連に留意して指導計画を適切に作成するものとする」としています。これは、今回の改訂で小学校に外国語活動が導入されたことにより、新たに示したものです。

中学校の指導計画の作成に当たっては、小学校における外国語活動を通じて培われたコミュニケーション能力の素地を踏まえながら、中学校での外国語教育へ円滑に接続できるよう配慮する必要があります。そのため、中学校においては、地域の小学校における外国語活動の指導の内容について、扱われている単語や表現などについてもきめ細かく把握することが、特に中学校第1学年の指導内容に係る指導計画を作成する際には必要となります。

また、小学校においても、中学校外国語科において「コミュニケーション能力の基礎を養う」ためにどのような指導が行われているのかについて十分に研究した上で、小学校外国語活動の指導計画を作成することが必要となります。

具体的には、例えば、発音と綴りの関係について、小学校の外国語活動では、音声を中心に慣れ親しみ、それを受けて中学校では文字を通じた学習が始まることから、小学校でplay /pleɪ/ やthank /θæŋk/ などの音声に触れたあと、中学校では文字でどのように表すかを学ぶ際に、その両者を関連付けて指導することなどが考えられます。

(中学校)

問11-8 今回の改訂においては、指導内容を「理解の段階にとどめること」としていた文言が消えたり、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことに関する指導内容に係

る記述が増えたりしています。これは、学ぶべき内容が増えるということでしょうか。

答11-8 今回の学習指導要領改訂では、これまでの学習指導要領において、「…については、理解の段階にとどめること」等と定められていた、いわゆる「はどめ規定」については記述を改め、各学校がそれぞれの創意工夫を生かした特色ある授業を実施できること、授業において扱う範囲は、地域や学校、学級、生徒等の実態に応じて、各学校の判断に任されることが一層明確になるよう見直しています。

なお、今回の改訂では、授業時数を各学年で105時間から140時間に増加させていますが、指導すべき語数を除き、文法事項等の指導内容はほとんど増加させていません。これは、増加する授業時数においては、言語活動の充実を通じて、言語材料の定着を図るとともにコミュニケーション能力の基礎を育成することを意図したものです。

(中学校)

問11-9 今回の改訂においては、指導する語数が300語程度増加し、1200語程度の語を扱うこととされています。語の指導に当たっては、どのような事項に留意する必要がありますか。

答11-9 中学校の3学年間に指導する語については、改訂前は「900語程度までの語」としていましたが、今回の改訂で「1200語程度の語」としました。これは、語彙の充実を図り、授業時数が105時間から140時間に増加されたことと併せて、生徒が一層幅広い言語活動を行うことが出来るよう指導するためです。

この1200語程度については、「運用度の高いものを用い、活用することを通して定着を図るようにすること」が重要です。

また、教材の選定に当たっても、「聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力を総合的に育成するため、実際の言語の使用場面や言語の働きに十分配慮」することや「生徒の発達の段階及び興味・関心に即して適切な題材を変化をもたせて取り上げる」ことにより、生徒が自ら興味をもって言語活動を行ったり、英語で発信したりすることが、より一層充実して行われるよう適切な配慮が必要です。

なお、「1200語程度」とは、これを上限とする趣旨ではありません。また、語数については、綴りが同じ語は、品詞にかかわらず1語と数え、動詞の語尾変化や、形容詞や副詞の比較変化などのうち規則的に変化するものは原則として1語とみなすことを前提に考えています。

12. 道徳に関すること

(小・中学校)

問12-1 小・中学校学習指導要領の総則では、「道徳の時間を要として」の記載が新たに盛り込まれました。この「要」にはどのような意味があるのでしょうか。

答12-1 扇の「要」が要所を押さえて中心で留めるように、道徳の時間が、学校の教育活動全体における道徳教育の中心的な役割を担うものであり、それらを補充、深化、統合するものであることを一層明確にしたものです。

(小・中学校)

問12-2 小・中学校学習指導要領解説(道徳編)の中で、P64に「各学校においては、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師(以下「道徳教育推進教師」という。)を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開する」とありますが、道徳教育推進教師には、どのような役割が求められているのですか。また、これまで道徳主任を中心に道徳教育に取り組んできましたが、道徳主任とは別に新たに道徳教育推進教師を置かなければならないのでしょうか。

答12-2 今回、小・中学校学習指導要領解説(道徳編)の道徳教育推進教師については、同解説編にその役割を例示しています。

- ①道徳教育の指導計画の作成に関すること
- ②全教育活動における道徳教育の推進、充実に関すること
- ③道徳の時間の充実と指導体制に関すること
- ④道徳用教材の整備・充実・活用に関すること
- ⑤道徳教育の情報提供や情報交換に関すること
- ⑥授業の公開など家庭や地域社会との連携に関すること
- ⑦道徳教育の研修の充実に関すること
- ⑧道徳教育における評価に関すること など

各学校においては、上記の例示をふまえて、道徳教育推進教師の役割を決めるなど、道徳教育推進教師を中心とした協力体制の確立に努めることが重要です。なお、本規定は道徳主任とは別に新たに道徳教育推進教師を置かなければならないという趣旨ではありません。

13. 総合的な学習の時間に関すること

(小・中学校)

問13-1 総合的な学習の時間については、平成21年度から先行実施することになっています。指導計画を見直すに当たって、どのようなことに留意すればよいでしょうか。

答13-1 今回の改訂においては、学校教育において基礎的・基本的な知識・技能を習得させ、思考力・判断力・表現力等を育成することを明確にした上で、総合的な学習の時間については、その教育課程上の位置付けを明確にするとともに、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習、探究的な学習となるよう充実させています。このことを踏まえ、年間指導計画の作成に当たっては、総合的な学習の時間の教育課程上の役割を踏まえて見直すことが必要です。また、総合的な学習の時間において育てようとする資質や能力及び態度、内容を明確にすることも重要です。具体的な学習活動を検討するに当たっては、このほか総合的な学習の時間の改善点を踏まえ、体験活動や他者と協同する活動、言語により考えを深める活動を積極的に取り入れることを考慮することが重要です。

(小学校)

問13-2 総合的な学習の時間において、コンピュータの活用方法などを体系的に指導することは可能でしょうか。

答13-2 総合的な学習の時間の中で、探究的な学習の一環としてコンピュータなどの情報機器の活用方法を学習することは考えられますが、探究的な学習の一環とは言えない、スキル習得を目的とした学習だけで、総合的な学習の指導内容を構成することは適当ではありません。総合的な学習の時間の目標を踏まえ、探究的な学習を行う中で情報機器の活用に必然性があることが重要です。

さらに、内容の取扱い(8)にあるとおり、情報の収集や発信にかかわる技能的側面だけでなく、情報そのものの整理を重視し、入手した情報の信頼性を吟味したり、情報を比較、分類したり、情報を組み合わせて新しい情報を創り出したりするような能力を身に付けさせることが望まれます。

なお、学習指導要領の総則に示されたとおり、各学校には、各教科等の指導に当たって、キーボードなどによる文字の入力など基本的な操作を身に付けさせるための学習活動を充実させることが求められています。このため、コンピュータの活用方法などの指導をどのように行うかについては、各教科等における情報機器を活用した学習活動の内容を考慮した上で検討することが適切であると考えられます。

(小学校)

問13-3 総合的な学習の時間に、国際理解に関する学習の一環として、外国語を扱うことは出来ますか。(これまで、小学校3、4年生の総合的な学習の時間で外国語に触れる活動をしていましたが、新学習指導要領の下でも同様に外国語を扱ってもよいですか。)

答13-3 外国語に関わる学習の教育課程上の位置づけについては、当該学習の目標に即して判断する必要があります。新学習指導要領においては、総合的な学

習の時間は、「横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成する」こと等を目標としています。また、総合的な学習の時間に行われる国際理解活動については、「問題の解決や探究活動に取り組むことを通して、諸外国の生活や文化などを体験したり調査したりするなどの学習活動が行われるようにする」ものとされているところです。これらに照らして適切な活動であり、スキルの習得を主目的としたものでなければ、当該活動の中で外国語を用いることは問題ありません。しかし、指導要領に示されている小学校の外国語活動や中学校の外国語科の目標や内容に即した学習を小学校3・4年生で行いたい場合には、標準授業時数の枠外で時間を独自に設ける、学校教育法施行規則第55条の2に基づいて、地域の特色等を生かした特別の教育課程を編成するといった方法による必要があります。

(小・中学校)

問13-4 総則第3の5「総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。」について、学校行事の中には、総合的な学習の時間とも目標を同じくする活動がありますが、この場合、一部を総合的な学習の時間、一部を特別活動として授業時数にカウントすることは可能でしょうか。(例:体験活動の事前事後の準備活動(班決めなど)も総合的な学習の時間と考えて良いか。)

答13-4 本規定は、特別活動で体験活動を行ったことをもって総合的な学習の時間の代替を認めるものではありません。

総合的な学習の時間と、特別活動はその目的を異にしています。総合的な学習の時間は、横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見つけ、解決する力等を身に付けさせること、一方、特別活動は集団活動やその一環としての体験的な活動を通じて社会性や人間関係をはぐくむことを目的としています。

例えば、修学旅行の中で、訪問調査などを行う場合、そのねらいが「総合的な学習の時間」に合致する場合には、当該旅行全体を特別活動としての修学旅行とするのではなく、総合的な学習の時間としての訪問調査については総合的な学習の時間として位置付け、その他の時間については、特別活動として位置付けることは可能です。その場合において、事前事後のどのような活動が総合的な学習の時間として位置付けられるかは、一律には言えませんが、活動の趣旨に即して適切に判断する必要があります。

(小・中学校)

問13-5 中央教育審議会答申や学習指導要領解説に、総合的な学習の時間において学校外部の支援者と学校をつなぐ(コーディネートする)役割を果たす人材について述べられています。そのような人材を育成する意義と育成方法について教えてください。

答13-5 総合的な学習の時間においては、学校の教育目標との関連性を考慮しつつその目標を定める必要があります。また、総合的な学習の時間の内容を総合的・横断的で特色あるものとするためには教職員の特性や専門性を生かすことが重要です。これらのことから、総合的な学習の時間の実施に当たっては、すべての教職員が協力できる体制をつくることが重要です。その際、各種計画の作成と評価、研修や校内研究の実施、校内の学習環境の整備などを行ったり、これらの役割をうまく分担し調整したりする役割を果たす人材が必要となります。

また、総合的な学習の時間においては横断的・総合的な学習活動を行うこととされていますが、学校外部の専門家に専門的な立場から指導を受けることで児童生徒の学習意欲が高まったり、地域の人々とともに活動することで児童生徒に社会の一員であるという自覚が高まったりすることが期待されます。このような学校外部の支援者と連携した学習活動を充実させるためには、学校が学校外部の支援者に連絡をとり、学習活動に関わって事前の打ち合わせを行ったり、事後の評価を行ったりすることが必要です。このため、学校外部の支援者と学校をつなぐ役割を果たす人材が必要となります。

各都道府県に対しては、総合的な学習の時間を充実させるため、教員研修カリキュラムの検討に当たって、コーディネート役に関する理解や必要となる能力の育成を一つの視点に入れることが期待されます。その際、合わせて学校外部の支援者を育成する方策を検討することも考えられます。

14. 特別活動に関すること

(小学校)

問14-1 学級活動の内容が、新たに低・中・高学年に分けて示されましたが、2学年まとめて年間指導計画を作成するというのでしょうか。また、今回新たに、学級集団育成上の課題や道徳の重点などを踏まえることや、学級経営の充実を図ることが示されましたが、どのようなことに留意して年間指導計画を作成したらよいのでしょうか。

答14-1 学級活動については、発達の段階に即して指導を行うために内容を分けて示したのであり、2学年まとめて年間指導計画を作成するというのではなく学年ごとに作成することが望ましいと考えます。また、小学校学習指導要領解説(特

別活動編)では、学級ごとの年間指導計画についても示していることに配慮する必要があります。

学級集団の育成上の課題とは、効果的に学習ができ、楽しい生活が送れるような学級集団を育成する上での「人間関係」や「集団への適応」などの課題を指しています。このような課題は、学級経営の充実と関連が深く、その解決のためには、例えば、小一プロブレムや中一ギャップなどの現状や道徳の重点などを踏まえ、各学年で取り上げる内容の重点化を図るとともに、必要に応じて内容間の関連や統合を図ったりするなどして年間指導計画を作成することが求められます。

(小学校)

問14-2 クラブ活動は、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとするとしていますが、適切な授業時数はあるのでしょうか。

答14-2 クラブ活動における適切な授業時数とは、新たに示された三つの内容を通してクラブ活動の目標が実現ができる程度の授業時数であり、少なくとも学校としてこのことについて説明ができるようにしておく必要があります。

その際、解説書に「児童にとって、楽しい時間であることを十分に受け止め、児童にとってより楽しいクラブ活動が実施できるように工夫をする必要がある」と示されていることに配慮する必要があります。また、学習指導要領総則に「児童会活動、クラブ活動及び学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとする」と示されています。クラブ活動については、継続的に実施することで、より効果的な活動となることから、学校の状況を考慮した上で、可能な限り、クラブ活動を全く行わない学期や月を設けないようにすることが望まれます。

(小学校)

問14-3 クラブ活動には、「主として第4学年以上の同好の児童をもって組織する」という文言が示されています。また、〔児童会活動〕の運営は、「主として高学年の児童が行うこと」と示されていますが、どちらも「主として」なので第5学年と第6学年でクラブを組織したり、第6学年だけで児童会活動の運営を行うこととしてもよいのでしょうか。

答14-3 小学校学習指導要領解説(特別活動編)には、クラブ活動について「主として第4学年以上の児童による活動であるが、小規模校においては第3学年以下の学年からの実施も考えられる」こと、「自発的、自治的活動をより一層効果的に展開することにより児童会の運営を高学年の児童のみに任せるのではなく、中学年の児童が運営に参加することも考えられる」と示されています。このことから、質問のようなことは望ましくありません。なお、児童会活動の運営については、「代表委員会と各委員会との有機的な関連を図り、活動を活性化するため、両者を同時

に並行して実施することは避けるなど、実施の在り方を工夫する必要がある」と示されたことに留意する必要があります。

(中学校)

問14-4 中学校学習指導要領解説(特別活動編)の中で、ボランティアなどの社会参加について説明されていますが、すべての生徒がボランティア活動を学校外で行うことが求められているのでしょうか。

答14-4 中学校学習指導要領解説(特別活動編)でも述べていますが、生徒会活動としては、学校内の活動がまず挙げられます。また、中学生の発達の段階からみて、生徒の関心が広く学校外の事象に向けられるようになることは望ましいことです。つまり、将来ボランティア活動を行えるようなボランティア教育を行うことが趣旨です。ボランティア活動や地域の人々との幅広い交流など社会貢献や社会参加など、多様な視点で社会参加を考えてほしいと思います。

(小・中学校)

問14-5 総則第3の5「総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。」について、学校行事の中には、総合的な学習の時間とも目標を同じくする活動がありますが、この場合、一部を総合的な学習の時間、一部を特別活動として授業時数にカウントすることは可能でしょうか。(例:体験活動の事前事後の準備活動(班決めなど)も総合的な学習の時間と考えると良いか。)

答14-5 本規定は、特別活動で体験活動を行ったことをもって総合的な学習の時間の代替を認めるものではありません。

総合的な学習の時間と、特別活動はその目的を異にしています。総合的な学習の時間は、横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、解決する力等を身に付けさせること、一方、特別活動は集団活動やその一環としての体験的な活動を通じて社会性や人間関係をはぐくむことを目的としています。

例えば、修学旅行の中で、訪問調査などを行う場合、そのねらいが「総合的な学習の時間」に合致する場合には、当該旅行全体を特別活動としての修学旅行とするのではなく、総合的な学習の時間としての訪問調査については総合的な学習の時間として位置付け、その他の時間については、特別活動として位置付けることは可能です。その場合において、事前事後のどのような活動が総合的な学習の時間として位置付けられるかは、一律には言えませんが、活動の趣旨に即して適切に判断する必要があります。